

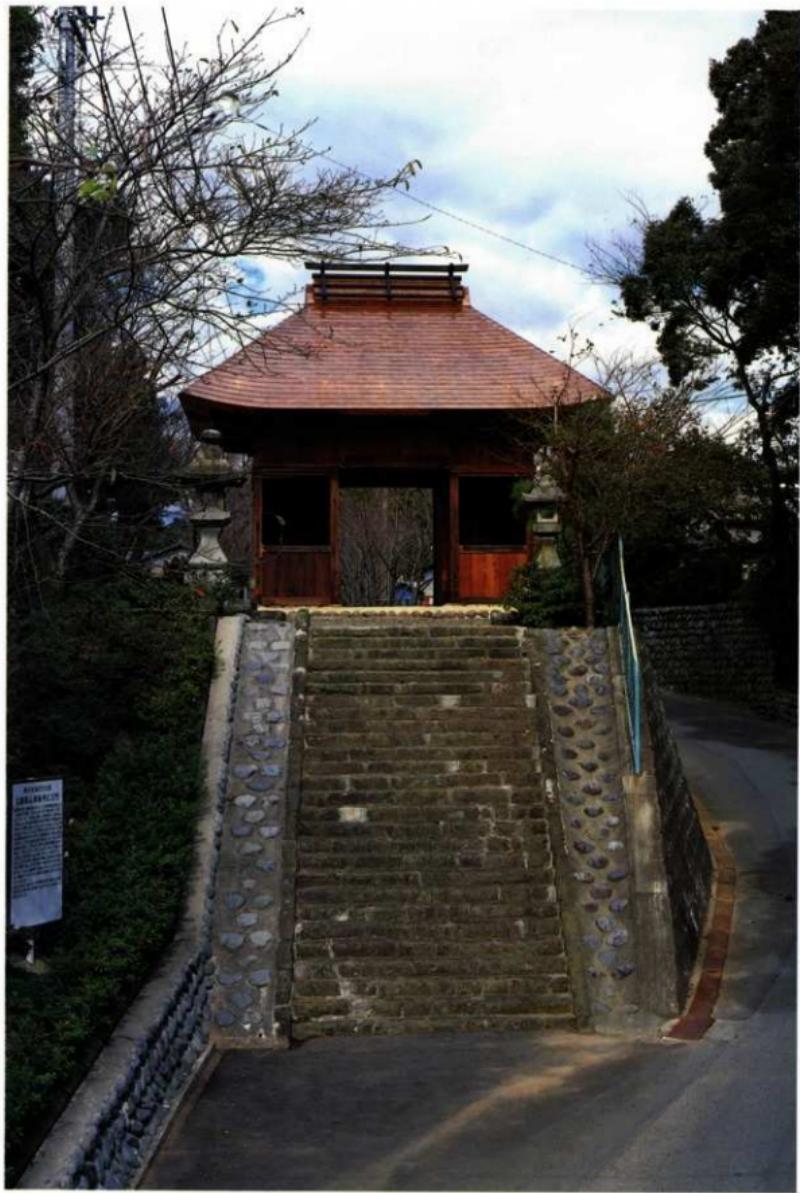
菊川町指定文化財潮海寺仁王門保存修理工事報告書

菊川町教育委員会

平成三年三月二十日

菊川町指定文化財

潮海寺仁王門保存修理工事報告書



仁王門全景

序 文

本書は、静岡県小笠郡菊川町に所在する菊川町指定文化財潮海寺仁王門の修理工事報告書であります。

仁王門は、江戸時代中期頃の建物とされ町内では唯一の貴重な建造物として昭和三十五年に菊川町文化財に指定されました。

この建物は、建築以来廢仏毀釈・戦争など文化財にとって幾多の苦悩な時代であったが、地区の人々の手厚い保護により伝来しましたが、近年木部の腐朽など傷みが著しくなり、修理の必要に迫られる事態となり今回の保存修理への運びとなりました。

今回の修理工事にあたり、潮海寺仁王門改築委員会をはじめ自治会並びに関係各位のご協力により、江戸時代中期頃の姿に近い建物に修理復元できたことは感謝にたえないところであり、郷土の貴重な文化財を後世に残すことが出来たことは誠に喜びにたえないものであります。

この報告書は、この文化財を広く世に紹介するとともに、後世にいさかなりとも工事の一端を伝える資料として斯界の参考になれば幸いであります。

平成三年三月

菊川町教育委員会 教育長 横山武夫

例 言

一、本書は菊川町指定文化財潮海寺仁王門保存修理事業においてまとめた調査結果を菊川町教育委員会が修理工事報告書として刊行したものである。

二、本事業に係る事業費は菊川町の補助金と地元の負担金で実施した。

菊川町教育振興等補助金 八、三七八、〇〇〇円

地元（潮海寺）負担金 二、一七九、五〇〇円

総事業費 一〇、五五七、五〇〇円

三、工事中、仁王像の調査を行い、その調査結果も合わせて掲載した。

四、編集にあたっては、今回の工事概要のほか、工事中の調査事項・発見物・この建物に関する各種資料をまとめた。

五、本文・図面とも表示寸法はメートル法によったが、必要に応じ寸尺を使用した。

六、図面は今回の工事で作成したものを掲載した。原図はA2判トレーシングペーパーに墨入れ仕上げしたもので田中社寺株式会社が保管している。

七、本文中の挿図は各章ごとに分け、図〇一〇と表示した。

八、本書刊行に関する事務は、菊川町教育委員会が行い、全体の編集を文化財担当者塚本和弘が行つた。

建造物の部

編 集 田中社寺株式会社
本文執筆・保存図作成・写真撮影

大 部 務 取 締 役 田 中 義 一
常務取締役 田 中 敬 二

大 部 長 小 西 昌 宏
工 林 繁 明

仏像の部

編 集 財團法人元興寺文化財研究所
本分執筆 人文学研究員

圖面作成 写真撮影

人文学非常勤研究員
京都市立芸術大学修士課程

藤澤 隆子
藤澤 典彦
藤澤 隆子
高橋 平明
松原 澄明

目次

第二章 調査と施工

第四節 文獻資料

一、廣嚴城山	醫王菩薩略縹記
二、廣嚴城山潮海寺	藥師琉璃光如來略縹記
三、靜岡縣小笠郡誌	(抜粋)
四、菊川町誌	(抜粋)

写 真

工 像	41	37
前 像	41	37

図 面

工 像	45	
前 像	52	
平面図		
・正面図		
・東面図		
・背面図		
・横行断面図		
・栗		
間断面図		
・見上げ図		
修理前図		

図 面・写 真

阿形・吽形	65
-------	----

仏像の部

第一章 仁王像について

第一節 仁王像の意味と歴史

一、佛教上の意味と形	57	57
二、伽藍における位置	57	57
三、日本の仁王	57	57

- ① 飛鳥、白鳳時代
② 奈良時代

平安時代

- ③ 平安時代
④ 錬金時代から南北朝・室町時代

第二節 潮海寺仁王像

一、法量	61	61
二、形状	61	61
三、構造	59	

- ① 阿形
② 吽形

四、所見	63	61
------	----	----

五、意義

阿形・吽形	65
-------	----

第一章 概 説

第一節 菊川町の概要

菊川町は昭和二九年に六町村（注一）が合併して誕生した。小笠郡の東部に位置し、南流する菊川の周辺に拡がり、東端は牧之原台地の中程で榛原郡と接し、北は栗ヶ岳、西は小笠の連山に囲まれている。市街地は東海道線菊川駅より南に一、六〇〇余りの商家より成り、南部一帯は見渡すかぎり海岸まで開けた茶と米の産地である。

この地に人が住み始めた縄文時代の中頃（五、〇〇〇年程前）、菊川平野は大部分（等高線一〇m内外以下）が入江になつており、菊川が上流より土砂を運び込み粘土層を堆積させ現在の地形を形成していく。事実、町内各所に点在する弥生時代の遺跡に沼地であったことを物語る沼鉄鉱の層が観られ、その下の粘土層は最大三〇m余りに達する。また中世に入つてからも元龜年間、武田信玄が徳川勢の高天神城を攻めた際、菊川の下流一帯に大きな湖があつたため迂回し、軍勢を二手に分け攻めたと云われる。

大化の革新により大井川以西は合併され、佐野・城銅の一郡よりなる遠淡海（トウツオオミ）の国となり今のが市に國府が定められ、菊川あたりは城銅に属し、「大軍團」が町内下内段に配置されていたと云われる。

潮海寺の所在する潮海寺（地名）は旧河城村に属し、昭和三〇年に菊川町に合併した。

旧河城村は明治一七年、吉沢・倉沢・西深谷・友田・富田・沢水加・和田・村ノ莊と呼ばれ「潮海寺略縁起」に延暦二年（七九一）坂上田村麿呂より潮



図1-1 潮海寺周辺図

海寺に川村ノ莊三〇〇〇石を寄進された。とその名が見える。また寛治四年

(一〇九〇) の京都賀茂社の記録には川村ノ莊は古代社田となつてゐる。

鎌倉時代に入り地頭の支配するところとなり、建久二年(一一九一)の「吾妻鏡」に本主三郎高政が北条時政に寄進したとある。莊園制度が崩壊しても地名は残り、江戸時代になると当村は掛川・横須賀並びに旗本の知行地となるが、幕末頃まで川村ノ莊(または郷)何々村と記された古文書類が数多く残っている。

注一

昭和二九年・堀之内町・賀茂村・横地村・内田村・六郷村の六町村、三一年・河城村、三二年・牧之原・棚草の二地区が合併した。

参考文献 菊川町史 昭和四〇年

第一節 潮海寺の創立および沿革

潮海寺(注一)は山号を廣嚴城山(コウゴンジヨウザン)と称し、由来は印度の廣嚴城の薬師如來の山号を模し、また寺号は良の谷に潮井(ウシホイ)があるのを以て、寺号を潮海寺と云うとする。

草創は天平年間、行基菩薩遊歴のおり、この地において薬師如來像を刻み安置したのが始まりとされ、それより遅れること四〇年余り奈良時代の末、宝亀一二庚申年(七八〇)寺坊開基となる。

延暦(一〇〇)坂上田村麿呂が勅命により東夷征伐(注二)のため東

国に下向の際、岩田の海は波狂く波濤できずいたとき薬師如來に祈願し無事渡海し、凱旋のおり当寺に參籠して本堂・日光殿・月光殿の建立、所領として

川村莊(一説には三〇〇〇石と云う)を寄進した。この頃より寺門は繁榮を極

め、山内に一五坊を數えたと云う(注三)。

古文書に於ける潮海寺の初見は平安末期寛治年中(一〇八七~一〇九三)で

「後拾遺往生伝」の卷中に次の記載がある。

遠江國城東郡潮海寺住僧失其名 時人呼曰大聖 是則寺中 積徳相此店住 故稱大聖小聖也 聖德行超人 驟力被物 曾騎用牧馬賊人盜之 聖一
祈本尊 賊人束手眼前見縛 聖命使者則此有之其驗徳以如此 凡一生間行阿弥陀護摩法 自余行法非人所知 其遷化之時 蓮花三茎千壇下 遠近道俗 駿来見之 不能經曰 遂此斂斂 推其年紀 当于寛治年中矣。

(読み下しは卷末 第四節二四貢史料編参照)

また「醫王善醫略縁起(昭和三七年・写本)」には開山以来歴代住職は明らかではないが、天文一〇年(五四)坊中成就院慶順院主參内御論旨頂戴したと古文書にあり、寛永五年(六三八)中興法印快賢より先住増田智賢迄一四代にわたり御論旨頂戴したとある。

境内は元亀・天正頃、戦乱のため全山焼失とあり(注四)、その後、横須賀

城主大須賀五郎左エ門康高らの帰依により再興され(注五)、棟札が残るところでは元禄七年(六九四)薬師本堂、宝永二年(七〇五)仁王門建立となり(注六)、広大な寺域を構えていた(注七)。この頃の隆盛を示すものとして「薬師瑠璃光略縁起(昭和八年)」には次のように紹介されている。

朝日さし夕日輝く此堂に小判千枚朱が千杯
寺堂維持金トシテ黄金数百枚土蔵ノ壁ニ塗込ミ置キアリ後世此金使途ノ為

紛議ヲ生シ社寺奉行ニ訴エタル事アリ

この寺は何の寺かと人間はば金じや巻かねど金まきの寺

しかし明治になると廃仏毀釈の波を受け境内は徐々に荒廃し、明治五年(一八七二)大雨による地滑りのため本堂が倒壊、明治一年(一八七八)現在

の本堂を建立した。

注一 法脈は高野山祝文院直末で金剛院潮海寺と云う。また学頭院長金剛院とも記されている。

注二 東京堂出版「日本史年表」には延暦一〇年（七九）大伴弟磨呂を征夷大使に、坂上田村麻呂ら四人を副使に任命するとしてある。

注三 「薬師瑠璃光如来略縁起（昭和八年）」には次のように記されている。

學頭坊 梅本坊 中ノ坊 最勝坊 行賢坊 高塚坊 小池坊 勝養坊

本善坊 桜木坊 宝藏坊 成就院 成樂院 地藏堂 弁才天

「齊王善醫略縲起（昭和七年・写本）」には「坊舍一二ヶ所 此ノ内

八景アリ」として名勝を記しているが、一二坊となつており卷末には「太古は三千石七五坊」とも記している。

「菊川町史（昭和四〇年）」によれば武田勢に因るものとも云われてゐる。現在の薬師堂の位置に残る礎石がそのときのもので、京間七間四方であったと云う。

大須賀左エ門康高より木材入用の際は郷内いすれの村より伐採できる旨の書状を賜わり、次代の忠政より郷中一〇石の寄進を受けた。

「菊川町史」には次の棟札の写しが掲載されている。
注六 一、元禄年間再建薬師堂棟札

奉造立当山康除医王善醫薬師瑠璃光如来十二大願滿足
千時貞信甲戌年十一月二十六日

服部基右エ門

施主 城飼郡西方村山内氏勞三右エ門時春

當村

本尊彩色同母清壽

長谷山三郎右エ門

一、再建仁王門棟札

聖主中天中

迦陵頻迦声

大行事帝號天王

宝永乙酉年

遠江国城崎郡河村庄潮海寺住

奉造立仁王堂

聖主中天

宇智彩色爲

一世安樂也敬曰大願主

九月吉日

真儀衆生者

証試大梵天王

阿闍梨有覺

我等今敬禮

聖主中天中

一、再建潮海寺本堂棟札

迦陵頻迦声

聖主中天中

落合定工門

松村藤右エ門

我等今敬禮

聖主中天中

落合定工門

長谷川右エ門 高岡十太夫

迦陵頻迦声

聖主中天中

落合源助

落合定工門

迦陵頻迦声

聖主中天中

落合定工門

長谷川右エ門 高岡十太夫

迦陵頻迦声

聖主中天中

落合源助

落合定工門

第三節 文化財の指定

昭和三五年二月二三日、菊川町文化財保護条例第3条第10項の規定により菊川町指定建造物に指定された。

指定概要

名 称	指 定
年 月 日	員 数
潮海寺	構造及び形式
仁王門 昭和三年二月三日	所有者
一棟	の住所
寄棟造、棟瓦葺	所在
潮海寺	所 在
小笠郡	所 在
菊川町	所 在
潮海寺	所 在
六一六	所 在
潮海寺	所 在
二五六九	所 在

注 今回の修理で屋根葺材は茅葺形銅板葺となつた。

第四節 構造形式および規模

一 構造形式

名 称	概 要
菊川町指定建造物 潮海寺仁王門	三間一戸、八脚門、寄棟造、茅葺形銅板葺、南面
平面	桁行三間、梁間二間、中央間開放とする。仁王像は背面寄りの両端間に安置する。正面両端間腰板壁、両側面・仁王像周間板壁とし、仁王像前面金剛櫓は今回修理による整備で当初は開放である。

基 础 磨石はすべて川玉石とし、地盤下は川玉石块間石を置く。また仁王像周間仕切の挿間石は側廻りを除き無かったが、今回の工事で補加した。

周囲雨落石は川玉石とし、内部は全面叩きとする。

軸 部 本柱、控柱とも同寸法で面取り角柱、磨石建ちとする。側廻りの柱は桁まで、入側柱は牛架まで延ばし、組物などを用いない。貫は三段に通し、足元に地覆を入れる。地覆は柱に大入れであったが、今回修理では落とし蟻とした。正・背面中央間は虹梁を正面両端間は腰樋を入れる。

軒廻り 桁に腕木を渡腹にし桁行三本、梁間一本、各廻行に入れる。桁行三本の腕木は小屋架より両端を造り出し、それに梁間・隅行の腕木を枘差とする。腕木は妻側と隅行に各一本づつ当初材が残存する。茅負は桁真より外で反り上がり、腕木に稍差取り付くが背面のみ離落としている。布裏甲付き。軒裏板は羽重ね張り。

造 作 正面両端間腰下、中央間を除く側廻り、仁王像入側はすべて板壁とする。仁王像の全面金剛櫓は今回修理の整備によるもので、修理前は腰壁。天井は全面棹継天井とする。当初は仁王像上を除き小屋組を見せていたと思われるが、今回の修理では茅葺形銅板葺としたためそのまま残した。

側廻りは内法長押を廻す。

小 屋 組 小屋架上に束を立て母屋を廻す。母屋筋は二通りで腕木上端より野様木まで抜首を掛ける。抜首は腕木位置と同じで平三本、妻一本とする。本来は抜首より茅葺となるが、今回は銅板葺としたためこの上に茅の葺き厚分だけ銅板野地を組んだ。

屋 横 寄棟造、茅葺形銅板葺。棟仕舞は智満寺仁王門に倣い千木押さえ樋木載せとした。

二 主要寸法

区分	摘要	寸法
桁 行	桁行両端柱間真々	五・三三九 m
梁 間	梁間両端柱間真々	三・五七六 m
軒 の 出	柱真より茅負外下角まで	〇・七五一 m
軒 高	礎石上端より茅負外下角まで	三・四七〇 m
棟 高	礎石上端より棟頂上まで	六・八九〇 m
平 面 積	側柱真内側面積	一九・〇九三 m ²
軒 面 積	茅負外下角内側面積	三四・七三九 m ²
屋根面積	・屋根平葺面積	七〇・六七七 m ²

第五節 事業の内容

一 事業に至るまでの経緯

潮海寺仁王門は江戸時代中期頃の遺構で、菊川町文化財保護条例により昭和三五年二月三日菊川町指定建造物に指定された。

建立後、時期は明らかではないが屋根の葺替、木部の修理などが行われ現在に至っていた。しかし、次第に破損が進行し屋根の傷み、木部の腐朽や軸部の傾斜などが顕著になり根本修理の必要に迫られていた。

そのため寺独自で軸部の取替など必要な修理計画をたて、菊川町教育委員会の指導を仰いだところ、折好く菊川町の補助事業として採択されたので、必要な諸手続きを経て、平成元年一月二〇日より事業に着手した。

二 事業の組織

事業は修理工事の円滑且つ適正な執行を計るために、潮海寺文化財保存会を事業者として、保存会役員による修理工事委員会を組織し、事業を全般にわたり運営した。

工事は田中社寺株式会社の請負工事とし、また工事進行の都合上、仁王像の移動が必要となつたため、この機会に仁王像の調査を奈良市の財團法人元興寺文化財研究所に委託して行った。

工事関係者

事業者

潮海寺文化財保存会

会長 長谷山 実男

潮海寺仁王門修理委員会

会長 潮海寺文化財保存会長

長谷山 実男

委員長副

赤堀正博 土田忠基 長谷山敏男
鈴木則夫 村松芳雄 高岡福太郎

大部工長
林重明正治健一
小西昌宏

協力業者
仮設工事
石原義勝 井末松 佐藤弘義
棚瀬組 古田義隆

松村謙一 戸塚正晴 小林薰
高岡三郎

生涯學習課々長 堀和弘
事務局參事 横山武夫
教育長 中岩男

社会教育係々長
栗田正弘 石川睦美
社会教育係 塚本和弘

元興寺文化財研究所 奈良市中院町一一番地

理事長 研究員 藤澤隆子 今里英三

(非常勤)

京都市立芸術大学修士課程

工事施工
田中社寺株式会社
岐阜市加納東丸町二丁目一〇番地

田中繁義
田中義一
田中敬二

三 事業の経過

平成元年十一月 四日 仁王門前にて起工式が行われた。

一年
一月一日 解体の為の資材が搬入され 現地での工事が開始される。工事は、仮設工事、仮小屋設置、解体工事、

三月三一日 基礎工事が完了する。

五月十五日 保存修理された木材が現地に搬入される。その後、

九月三日 仁王門の組立が始まり、土台掘え付けが行われた。
木工事が完了する。

一〇月二日 屋根の板金工事、塗装工事が完了する。
一〇月三〇日 資材を撤去し、現地での工事はすべて完了する。
十一月一四日 完工式が行われた。

第一章 調査と施工

第一節 仁王門の歴史

仁王門の建立年代については明確な資料を欠き明らかではない。寺には建立年代を知る資料として、本堂の戸袋の目板に転用されていた仁王門の棟札が保管されているが、目板に加工されていたため小割りにされており、年記など確認出来ない箇所がある(図2-1)。しかし、幸いに棟札の写しが文書として伝えられており、それによると宝永二年造立、同仏彩色である。

この棟札が現存する仁王門のものかどうかは定かではなく、また仁王門自体に装飾部分が少なく判定材料に欠けるが、当初材の風化具合より觀て妥当なところではないかと考えられる。

後世の修理については大きなものでは屋根が茅葺より桟瓦葺に改められていった。現在の桟瓦葺は昭和初期ぐらいのものと思われるが、改修の時期については明らかではない。また先の屋根葺替修理に伴い、桁を含む軒廻り材、小屋組大部が取り替えられ、軒廻木に当初材を一本を残すのみであった。軸部材についても内法長押取替、腰長押の補加、板壁取替、仁王像金剛杵の新設、そのほか天井新設、弁柄塗りなどなど近年になって数々の修理が行われ、現在に至っていた。

第二節 現状変更

解体調査により修理時期は明らかではないが後世の改変部分がほぼ判明し、

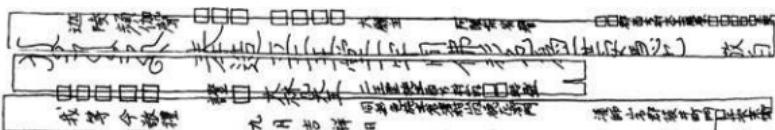
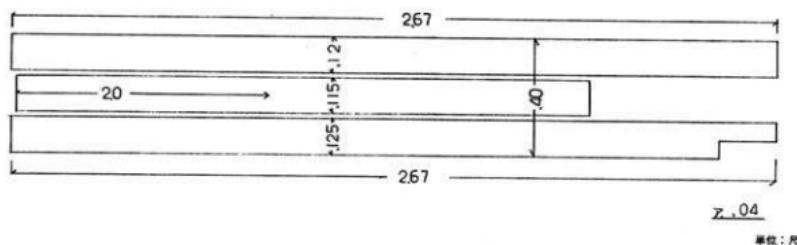


図2-1 仁王堂 棟札

当初の姿が明かとなつたので次のように現状を変更した。

一、「るーろー」および「はーはー」の腰板・腰板壁を撤去した(図2-1-2)。この間仕切は中央間と「仁王像前面」の間を区切るように設けられており、腰板は礎石上端より三尺五寸上がった位置に取り付けられ、その下を縦板張りの板壁としていた。

ここは間仕切を設ける位置ではなく、また腰板も機から仮込んで縫止めとしてた。当初材である正面の腰板が納差込栓打ちで建込み部材とし、腰板壁も柱面に板決りをしているなど工法的に見比べても毫姑息で、また腰板も洋釘止めとするなど明らかに後補であった。よってこの部分の間仕切を撤去し、開放とした。

二、「仁王像前面間仕切を撤去し金剛櫻を新設した(図2-1-3)。

「仁王像の前面間仕切は礎石上端より三尺五寸上に腰板を設けその下を板壁とし、更に腰板より内法五尺五寸の位置に無目鶴居を入れその間に格子を組み、鶴居上を板壁としていた。

鶴居上の板壁は外回りの板壁と同様に柱面に板溝が決られており当初からの仕事であつたが、腰板は(一)の間仕切と同様の仕事で地覆も敷居を転用しているなど明らかに後世のもので、旧は智滿寺「仁両」に残れるように開放されたと思われる。

しかし、「仁王像を安置するため開放のままでは保安上問題があり、かといって現状の間仕切では景観が整わない」ので、現状の間仕切を撤去し金剛櫻を新設した。

三、正・背面中央間の地覆を撤去した(図2-1-2)。

正・背面中央間の地覆は払込みで縫止めとなっていた。材料も新しく、柱根

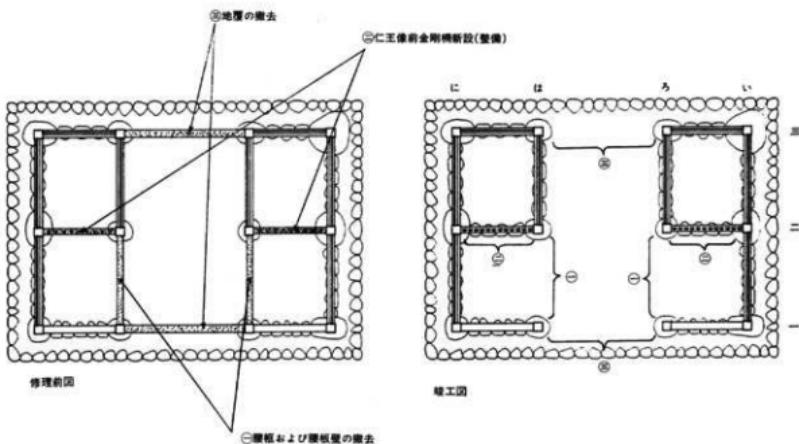


図2-2 現状変更説明図(1)

元や他の地覆が腐朽して軸部が緩んできたために補強として後世に補加されたものらしい。よってこれを撤去した。

四、「ろ・は」通りの内法長押・腰長押および外廻りの腰長押を撤去した。

長押は外廻りおよび「ろ・は」通りに内法・腰長押を一段に配していた。材料はいずれも新しく、洋釘止めで明らかに後補であった。また柱面に使用されていない釘痕があることから何回か補修されていたらしい。

外廻り内法長押は長押の取付いた柱面の風船が少なく、長押欠きの高さが揃つておらず、また板壁の納まりが小壁は内法貫真に板を嵌めているものの、内法貫下は貫外面に板を張っており長押がないと納まらないようになっていた。

他の部分は長押欠きの高さにばらつきがあり、これは軸部が変形してから取付けられたことを示しており、柱面にも風船が見られる。よって、外廻り内法長押を除き他の長押を撤去した。

五、屋根を茅葺形鋼板葺に改め、小屋組を復旧整備した(図2-4)。

屋根は寄棟造、棟瓦葺となっていた。桁より上はほとんど新材で軒腕木に当初材が一本残っていたのみであった。当初材の腕木は妻と隅行きに一本づつ残存しており、このうち妻の先端部分に投首受けの欠きが残っており、旧は茅葺であったことが判る。腕木の先端で投首を受ける形式は智満寺仁王門と同様である。屋根葺材は本来は茅葺であるが、維持・管理のし易さを考慮し茅葺形鋼板葺とした。棟仕舞および棟飾りの形式については不明であったので智満寺仁王門を参考にして整備した。

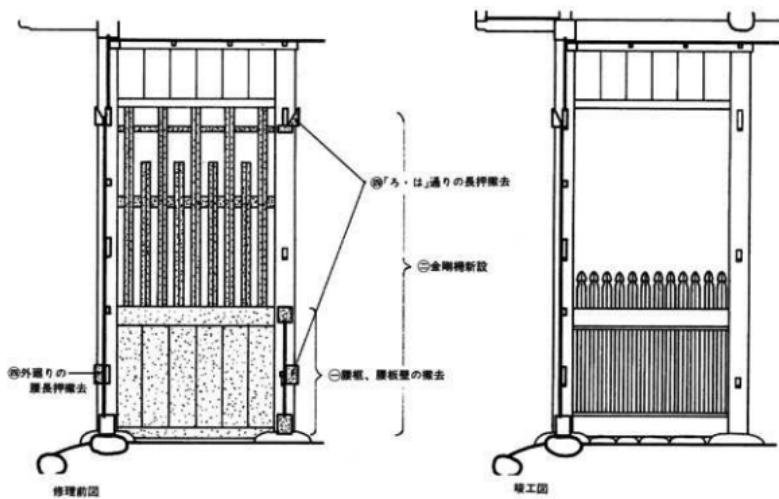
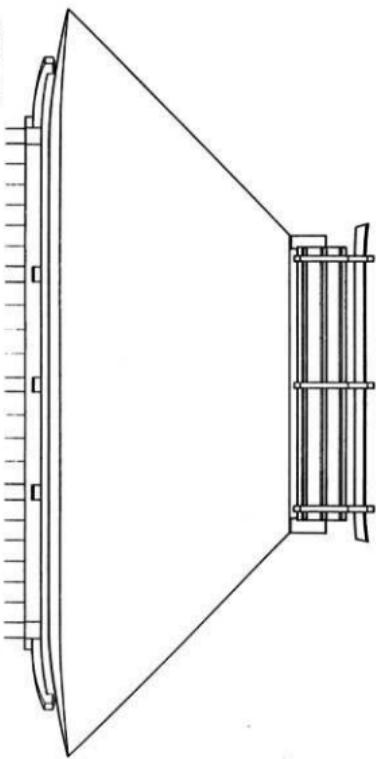


図2-3 現状変更説明図(2)

⑤新工図



⑤修理前図

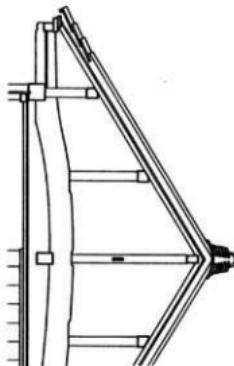
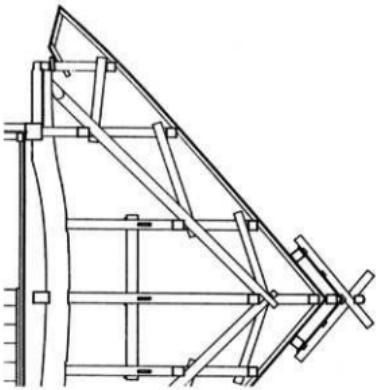
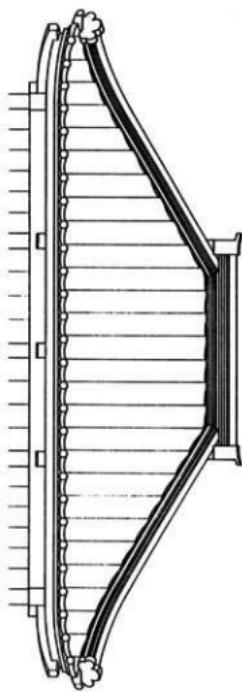


図2-4 現状変更説明図(3)

第三節 細部の調査と施工

一 修理方針

次のような修理方針に基づき工事を行った。

解体修理

基礎は一番高い礎石を基準に据直した。また挿間石は不足分を補足して据直し、叩きをやり替えた。

木部は腐朽材を補修して組直し、小屋組は茅葺形銅板野地を整備した。木部の補修および新材加工については現地で行わず、浜名郡新居町応賀寺の修理現場に搬送して行い、加工完了後、現場に搬入し組立てた。
屋根は棟瓦葺より茅葺形銅板葺に改め、棟形式は智満寺仁王門に倣った。
その他弁柄塗りは搔き落とし白木とした。

二 反設工事

工事概要 建物周囲には解体にあたり軒足代を建設した。解体完了後この軒足代は撤去し、組立工事にあたっては素屋根を建設した。これは作業の都合上解体完了から組立工事着手まで半年ほどの期間が空き、屋根が棟瓦葺から茅葺形銅板葺に変更になるため建地の位置が著しく異なるので、茅葺形銅板葺に合わせた大きな足代を放置しておくのは不経済と判断したためである。
その他建物周囲には水盛造形を設けた。

実施仕様

① 材料

柱組足場…………規格品、鳥居枠、筋溝、鋼製布枠、ジョイントピン、
ジャッキベースなど付属品とも
丸太……………長さ6m以上の足場用丸太

歩み板……………規格品

亜鉛引波形鉄板……………小波、規格品

養生シート……………ブルーシート

なまし鉄線……………足場用番線

② 解体用軒足代

建地は柱組棚が軒先にかかる位置に柱組を二段づつ数箇所に配置し、二段目棚に歩み板を敷き棚足場とした。各柱組は布丸太で繋ぎ要所に栓を取り付けた。また柱組建地に丸太を添わして建て棚上に布丸太を入れて桁とし、棟筋に同じく布丸太を入れてシートを被せ板屋根とした。

③ 素屋根

建地は②と同様に柱組を使用し、外建地が茅負より一戸外になるよう配置した。棚足場は屋根が茅葺形銅板葺になり軒先が深くなるため、柱組内柱よりも丸太で建地を建てて柱組より繋ぎを取り巾を広くした。

屋根は柱組建地に丸太を添わして建て、棚上に布丸太を入れて桁とし棟筋に布丸太を通してそれより桁に丸太を架け渡し、更に母屋丸太を載せて亜鉛引波形鉄板葺とした。また明かり取りとして塩ビ板を混用した。

作業小屋として素屋根前面に丸太組の小屋を葺下げとして架けた。

④ 水盛造形

解体用軒足代撤去後、雨落石周囲に水盛造形を設け、柱真および礎石の高さを設定した。

三 解体工事

解体範囲 雨落石の一部を含め礎石よりすべて解体した。

柱 庫 構 造 柱位置を基とした番付を定め、解体する部材に番号札を付けた。

① 屋根

棟瓦葺の瓦割り、棟積み寸法などの納まりを実測や写真撮影などにより現状を記録した。現在の屋根葺材は茅葺形銅板葺に変更となり不要となるので鬼瓦のみ保存し、ほかは葺土・土居葺も含め順次、場外へ搬出し処分した。

② 木部

現状の破損・納まりなどを写真撮影・実測などの調査を行い記録したうえ解体した。

解体作業は部材を破損しないよう留意しながら野地より順次一車に行い、その間に各部材の材質、仕様・納まり・後世改変の有無・補修範囲など必要な記録をとった。

③ 基礎

現状の礎石の高さを記録し、各礎石に柱真裏・方位・仕様位置を記入したうえ掘起こした。掘起こす際は礎石下の地盤をあまり傷めないように丁寧に行つた。また扶間石の全部、雨落石の上一通りを取り外した。

④ 解体整理

基礎石は掘起こした付近に置き、木材は再用・不再用に区分けし、応賀寺にある作業場へ搬送し格納した。そのほか不要なものはその都度場外へ搬出して廃棄した。

四 基礎工事

現 状 基礎は「い・三」の礎石に火を被った痕が見られたが、そのほかは石材自体の劣化は見られなかった(図2-6)。

礎石の沈下は建物の割には最大七二一と大きく、沈下の傾向は右奥が一番高く、左前方へ行くほど沈下が大きくなっていた。原因としては仁王門の建設地盤は正面から右側面にかけて削り取り市道を通しておらず、正面の沈下はそれに

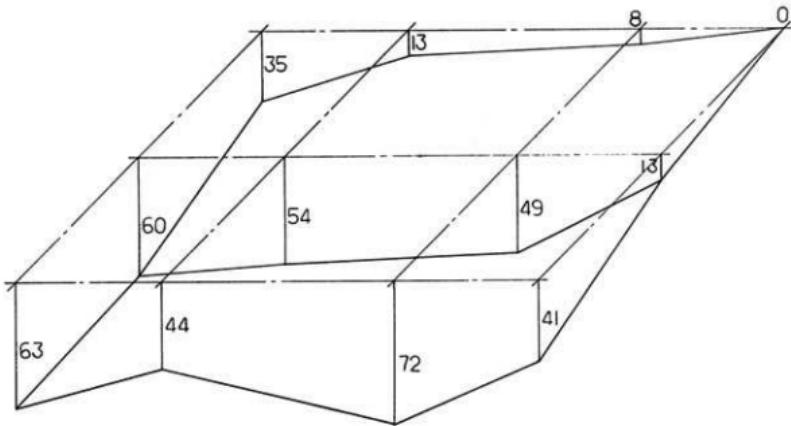


図2-5 基礎石平同沈下寸法図

よるものと思われる。しかし、桁行方向の沈下は道路で削り取られているほう
が少ないと、いう逆の傾向が現れており、これは道路の擁壁が仁王門の軒内に入
るほど近いため、これにより補強されて沈下が押さえられているとも考えられ
る。とすれば「仁王門地盤は市道整備以後も沈下を生じてのこととなり、まだ
これから先も沈下を生じることが予想される（図2-5）。

挿間石はほとんどが浮き上がり移動を生じていた。また内部の叩きは全体に
摩滅して不陸を生じ、軒内の叩きはモルタルとなっていた。

雨落石は川玉石を一段に積むが、背面と右の道路側の地盤が高くなっている
ため水捌けが悪く、雨水は自然に浸透するまで雨落石周囲に溜まっている状態
であった。

在来工法 磨石・挿間石・雨落石などすべて川玉石を使用している。磨
石は大体径一～二尺前後で最大二・五尺のものを使用している。また「ころ三」
の石は表面が劣化し火を被った痕が見られた。ほかの磨石にはそのような痕は
見受けられないで他より転用された可能性が強い。地業は地盤を突き固めた
程度で据え付けており、根石などは確認できなかった。

挿間石は径六寸内外の小さなものを一間あたり五個程度に据えていた。これ
も地業は無く、地盤上に置いていただけであった。雨落石は径七寸程度のもの
を二段積みとし、石の端部はモルタルを詰めて固定していた。

内部は叩きとし、軒内はモルタル叩きとしていた。モルタル叩きの下は砂利
を入れ下地としていた。

実施仕様

① 材料

- 補足石材……………在来と同質の径七寸程度の川玉石
- 砂利……………地業用碎石砂利
- モルタル……………一二、固練り、現場調合

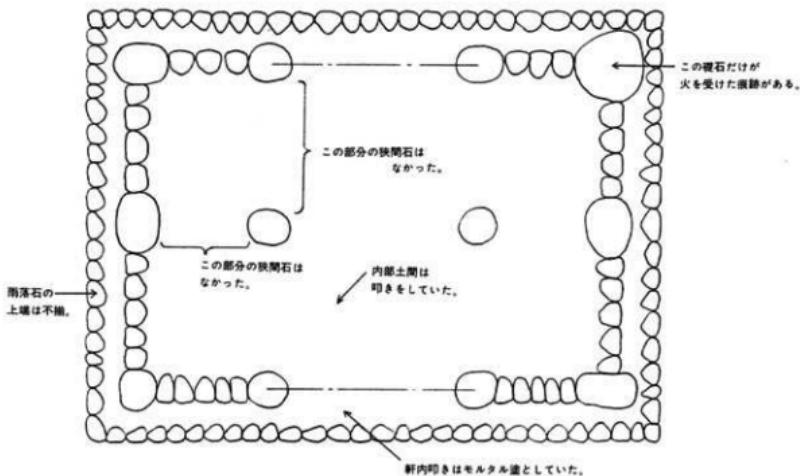


図2-6 基礎現状図

② 磁石補強

柱礎石は「ろ三」の一番沈下の少ない箇所に做り、不陸を是正した。

造形より柱真位置で礎石上端水系を張り、それを基準に石の向き高さを合わせた。礎石は石の据え付け面の地盤を傷めないよう慎重に周囲より石の底が出るまで地盤を掘下げて、石の底に根石を銅い込み、高さ・向きを調整したのち石下および周間にモルタルを充填した。モルタルの充填にあたっては強度を得るために適度に小石を詰め込んだ。

③ 挾間石据え付付

挟間石は位置のずれが苦しかったが、地盤の当たりにより柱礎石上端より一寸下がり、外側は地覆面より一寸五分外を挟間石面として、地盤の旧据え付け面を清掃し、高さを調整しながらモルタルを敷き込み据え付けた。挟間石は土間叩きの見切りとなるので隙間があまり生じないようじみの良い石を選別して使用した。

また仁王像を安置している区画の内側部分(い・る・ひ、は・す・に・く、そ)ころ三、は二(は三)は挟間石はなかったが、地盤が土間に埋もれ腐朽が著しくなったので今回の工事で整備として新規に入れた(図2-17)。

雨落石は柱真より一九尺外に川玉石を二段積みにしていたが、上端の通りが悪かったので基準櫻石付近の高さに合わせ、上端一通りを据え直した。石材は在来のものを採用したが、なじみの悪いものは取り替えた。据え付けはモルタルを用い、目地は在来の通りモルタル塗とした。

⑤

内部および軒内を叩き直した。軒内部分は現状ではモルタルとなっていたが、今回の工事では屋根が桟瓦葺から茅葺鋼板葺となつて雨落位置が外へ出るため保存上支障はないとの判断した。

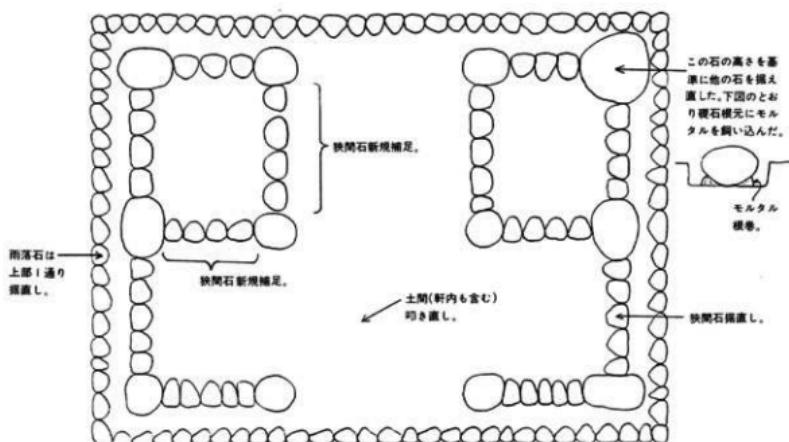


图 2-7 基础施工区分图

叩き厚は一〇四程度とし、現状の叩き面を鋤き取った。叩き土は山土に砂、石灰、砕石、セメントを混入したものを用い、指定厚に叩き締めた。内部は礫石入り隅まで入念に行い、雨落部分は水垂れ勾配良く叩いた。

五 木工事

現 状 柄より上は補修されていたため比較的しっかりしていた。柱根元、地覆は腐朽が著しく礫石よりずれている箇所が見られた。また貫樋も無い部分があり、正面の腰板も腐朽が著しく込栓も欠失するなど軸部は全体に緩みが生じていた。これらにより柱は全体に右前方向に傾斜しており、傾斜寸法は内法長押より腰長押の間で最大一寸六分あった(図2-8)。

在来工法

① 地覆

柱は巾四寸×成五寸五分、椎材で礫石、挟間石に下端をしっかりと付けて据える。柱との取り合いは大入れとしていたが、柱から外れてしまっている箇所が多く見られたので、今回は大入れ繩とした。上端は板壁の板溝を突いていた。

② 柱

柱はすべて椎材の角柱で見付・見込みとも五寸五分、礫石建ちで足元に地覆を入れ、柄を直接納差で受ける。貫は原則として内法貫・腰貫・足固貫の三段に通し、その間に胴縫を通り返しに入れる。中央間に虹梁、正面両端間に腰板を納差とし込栓止めとする。

③ 貫・胴縫

貫は一寸五分×五寸、松材で原則として内法貫・腰貫・足固貫の三段に通し、樋は両樋で成五分とし柄行は上、梁間は下に締める。貫の端部は小根筋とする。内法貫は上端に板溝を突き板壁を納めるが、内法下は貫面に板壁板を釘打ちとする。胴縫は松材で一寸五分×一寸九分、貫中段に通り返しに入れる。

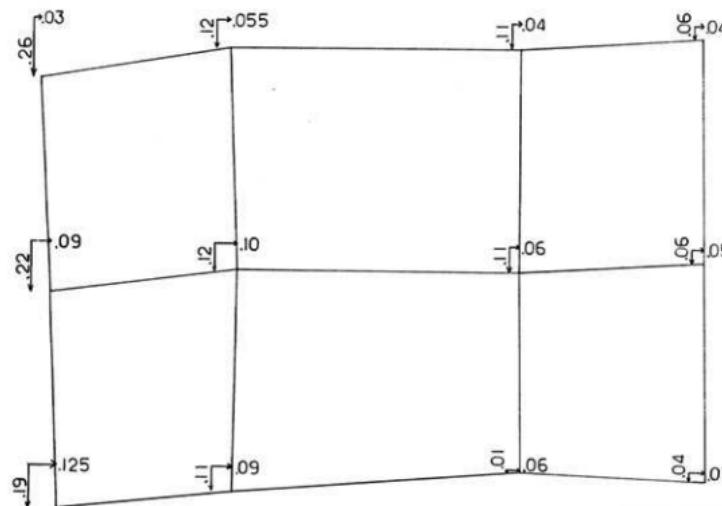


図2-8 軸部傾斜図

④虹梁・腰樑

虹梁は松材で四寸×八寸、正・背面の中央間に枘差、込栓止めに入れる。また下端に袖切を付け、上端を起くらせ、外方の面には溝彫りを入れるが、これは五分厚の板に彫刻したものと貼り付けたものである。溝彫りは裏のものと正面のものとでは絵様が違つておらず、正面のほうが古式である。

腰樑は椎材、五寸角で柱に枘差とし込栓止めとする。下端には腰板壁の板決りを付ける。

⑤ 桁・腕木・茅負・裏甲

桁は松材で六寸角とし、柱に平枘差に載る。現在のものは中古材であるが、形式は踏襲していると思われる。桁行・梁間とも一丁材で腕木を渡腹に掛け、隅は合欠に組む。軒天井板は桁上端に釘止めとしている。

腕木は桁行に三本、梁間に二本および隅四本と計一四本配するが、その内当初材は二本のみである。桁行の三本は小屋架を兼ね、両端を腕木に加工したもので、それに梁間・隅の腕木を枘差、鼻栓打ちに止める。材種はすべて松材で寸法は桁行の三本が野物部分を九寸丸太を太鼓落としとして化粧部分を巾四寸、成三寸二分（軒天井板溝下端まで）に加工する。梁間の腕木も同様に加工し、尻を平枘差に前記梁に止める。隅腕木は同様に尻を枘差に納めるが、化粧部分の巾は三寸六分とやや細め、鼻先（茅負下角）で二寸の反りを付ける。

茅負はすべて中古材である。松材で巾三寸×成三寸六分、桁行・梁間とも一丁継ぎで締手は縫締ぎとする。腕木には枘差、櫻締めとするが、背面は腕木の木柄の關係で柄が造れないため蟻落としとしている。下角は矩、眉欠きは付けず裏に軒天井板の板決りを突く。

裏甲は茅負と同様にすべて中古材である。杉材で締手は手縫ぎ、巾五寸×厚一寸五分で茅負面より一寸五分出しに納め釘止めとする。

⑥ 小屋組

小屋組は寄棟造であるが、屋根葺材が茅葺より桟瓦葺に変更されていたため

すべて中古材である。母屋筋は桁上と柱真から一尺九寸五分（梁間柱間五尺九寸の2等分）入ったところに廻し、妻は野隠木を貫通して納めるため柱真より四尺九寸の梁位から一尺中へ入れて棟建を寄棟真としていた。材料はすべて松材で小屋束・母屋・棟木とともにほぼ四寸角であった。

⑦ 造作

板壁は松材で厚五分、板傍合決りとする。外部は小壁を桁・柱・貫に板溝を突いて柱真に嵌め込み、内法下は柱・地檻に板溝を突いて貫外に納め脇天釘打ちというように内法長押位置で板の納めを覚えている。しかし内部は内法長押がないため地覆より天井まで一枚で通し貫面に納める。

長押はすべて中古材で材種は松材、成五寸×厚一寸五分で柱面よりチリ一寸に柱頭面目連入れ脇天釘打ちとする。現状では外部および「ろ通り・は通り」に内法長押・腰長押をそれぞれ取り付けたが、柱面の長押取り付け痕よりみて、当初は外部内法長押のみでその他はすべて後補であった。隅留は突付、中央間長押木口はさばかず切り放しである。

鶴居は「王像前面間仕切と正面両端間開口部に入れ、いずれも無目」と松材で巾四寸五分、厚一寸五分で柱に突付、見え隠れより忍釘打ちとする。

天井は土間部分・仁王像上の三区画に張り、いずれも棹締天井とするが、材料はすべて中古材である。また柱の廻縫取り付け仕口からみて「王像上には当初からあつたよう」に思われるが、土間部分は後補で旧は茅葺小屋裏を化粧で見せていたと思われる。土間部分は柱よりチリ五分に廻縫（松材、巾三寸×成一寸七分）を柱に渡し、隅縫留入する。また棹締は松材、巾一寸五分×成一寸二分で桟縫に大入れで梁間に一〇本配し、天井板は厚一分の杉材で刃重ね張りとする。「仁王像上は形式は同様であるが、廻縫の成を二寸と狭め、棹締は桁行に三本配する。軒天井は桁と茅負の中間に棹締（巾一寸六分×成七分）を入

れ、内部天井と同様に軒天井板を刃重ね張りとする。

⑧ 各部の比率（図2-10）

平面寸法は桁行が縦間一尺六寸二分、梁間一尺八寸で桁行の○・六七倍である。各間は正面中央間は七尺八寸一分、脇間四尺九寸で縦間に對し、それぞれ○・四四倍、○・二八倍としている。梁間一間は正面脇間に對し一・二倍とする。

立ち上がりに關しては礎石上端より桁上端までは一尺五寸で桁行縦間に對し○・六八倍、梁間縦間に對し○・九七倍、中央間に對し一・五倍、脇間に對し○・四倍とする。

軒の出は一尺四寸八分で正面脇の間の○・五一倍とし、茅葺軒先までを同じく○・九倍とした。

茅負下角より檼木上端まで一尺三寸で礎石上端より桁上端までの寸法とほぼ同じとなつた。

軸部では柱の太さ五寸五分は中央間の○・〇七倍、腰樋・長押は柱の○・九一倍とする。

軒廻りでは桁成は柱の一・一倍、腕木巾は桁成の○・六七倍、成は同じく○・五三倍としており、腰腕木巾は平の○・九倍とする。茅負成は桁成の○・九倍、裏甲厚は茅負の○・四・二倍とする。

⑨ 腕廻りの寸法（図2-9）

前にも述べたが桁より上の軒廻りは後世の修理により腕木は一本の当初材を残し他はすべて新しくなっていた。当初材腕木の残存位置は右側面後方と正面右隅に使用されていた。これらによると腕木化粧部分の加工寸法、意匠、軒の出などは変えられておらず、中古材は旧の寸法を踏襲して造られていることが判る。

しかし現在妻の腕木は中央柱を振り分けに、桁より三尺三寸一分入ったところ

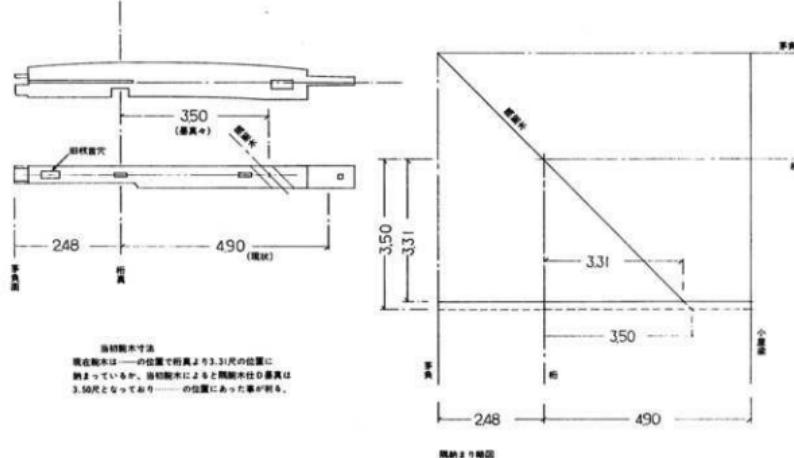


図2-9 腕木の納まり

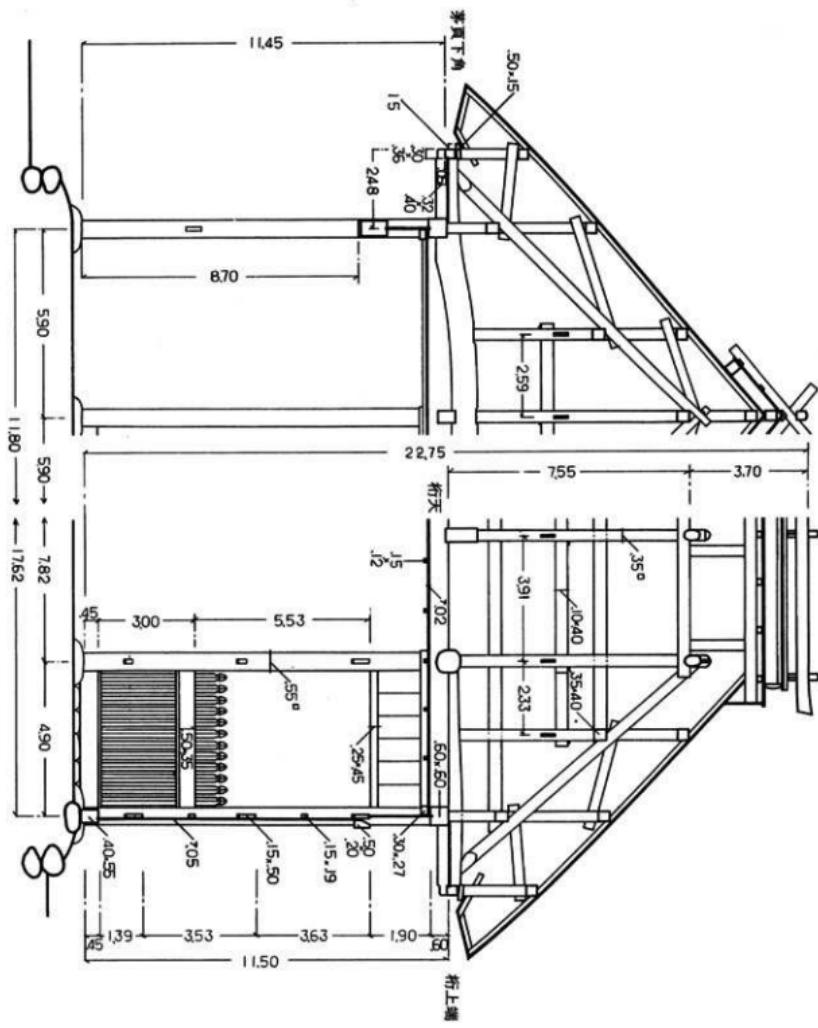


図2-10 矩計図

ろにあるが、当初の腕木には隅行き腕木尻を納差に納める仕口に仕事墨が残つており、それによると仕口真は桁真より三尺五寸になっている。また隅の納めも直隅となっていることから当初、腕木は桁真より三尺五寸入ったところに取り付けられていたらしい。これは隅行き腕木の納差胴付きが削られて入ることからも間が縮められていることが判る。

なぜこのように腕木の位置を変更する必要があったのかは明かではない。

実施仕様

① 修理方針

旧材は保存上支障のないかぎり努めて再用した。縫い・取替・補足などに使用した材料は原則として在来と同材種・同品位とし表面加工・仕口・継手なども在来に倣った。また胴付など建物の基幹寸法に関する箇所は極力そのまま再使用した。

② 補足木材

縫い・取替・補足などに使用した材料は下記を標準とした。

椎小節赤身材……柱・腰組・地檻

松 “ ” 貫・胴緑・長押・壁板・鳴居・天井面緑・茅負

“ 一等赤身材……小屋束・母屋・小屋貫

“ 丸太材……枝首

杉 “ ” 軒天井板・裏甲

“ 一等赤身材……銅板野地束・母屋・野垂木・野隅木・野地板・棟飾り材
その他の補修材も在来材に倣った。

③ 各部の修理

柱

柱は根元の腐朽が著しかったためすべて根焼きをした。根焼きは目連込みの金輪組ざとし、出来るだけ足固貫の付近より下で補修した。また地檻仕口は払

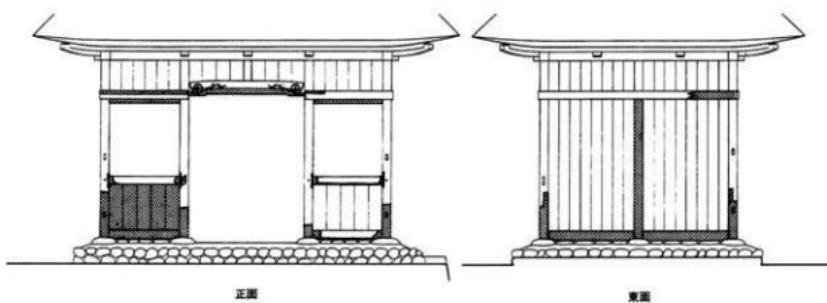


図2-11 補修位置図(1)

い込みであったが、柱の移動を防ぐため大人れ蟻穴に改めた。

平納は腐朽のため一部補修した。

後補の長押目連はすべて埋木し、天井廻縁の仕口は後補のため高さが不揃いであったので一旦埋木し新たに彫り直した。その他大きな傷、後補の補強材の仕口など不要なものはすべて埋木した。

地覆

地覆は腐朽が著しく、正面右端のものが比較的保存が良かつたためこれを資料として一箇所再用したのみで他はすべて取り替えた。また後補の間仕切のものは撤去した。

腰板

正面両端間の腰板は腐朽が著しく、納も欠失して通常では再用できる状態ではなかったが、当初材の残存率が非常に低いため繕って再用した。

補修は両木口の埋木および平納を雇いとして行った。

貫

貫は腐朽が著しくほとんどを取り替えた。また後補の間仕切部分のものはすべて撤去した。

取替は正面の半間分は四本中四本、同じく背面は六本中五本、妻の一間ものは六本中四本、他一本は半間縁い、内側二間ものは二本中一本、同じく半間ものは四本中一本となりの数となつた。

胴縁

胴縁は梁間のものは一二本中六本取替、背面は四本中3本取り替えた。

壁板

壁板はすべて中古材であった。しかし材料のしつかりしているものは再用し、不足分は補足した。

長押

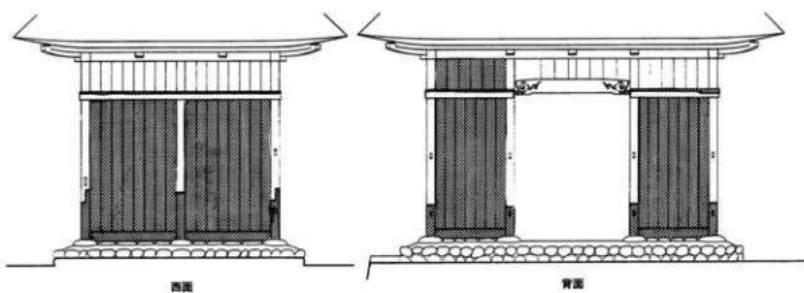


図2-12 補修位置図(2)

長押は外廻り内法長押を除き他はすべて撤去した。部材はすべて中古材であつたが、破損部分を繕い再用した。

天井

中古材であったが、廻縁は土間の一部を再用したほかは腐朽により取り替えた。桟縁はすべて再用した。天井板は一枚を取り替えたほかは再用した。

桁

桁はすべて中古材であったがしっかりしていたのですべて再用した。しかし材の狂いが著しかったため表面を削り直した。また桁上端に軒天井板が納まるが、桁成が不揃いであったため矢引木をして寸法を調整した。そのほか腕木を取り付けた際、腕木板決り溝と桁上端が同じ高さになるよう渡腮仕口の高さを埋木により調整した。

腕木

腕木は残存当初材、中古材ともにすべて再用した。当初材腕木は在来の通り尻を込栓止めとし、中古材は平梢しないため楔を打ち込んで固定した。

小屋組

今回は茅葺形銅板葺としたため本来、茅葺の小屋組は必要のないものであるが、腕木の挿首仕口痕跡により挿首組までを復旧整備した。

部材は振幅となりまた棟高が高くなつたため、桁上の中古材の母屋を再用したのみですべて新材とした。

母屋は桁上および棟筋の中間に二通りに配し、梁上に吏を立て二の母屋および棟通りに貫を通し複縫めとした。挿首は腕木鼻先より棟木に掛け、拌みは梢差鼻栓止めとした。挿首の位置は腕木と同じで桁行に三通り、梁間に二通りとした。

鋼板野地

茅葺形銅板葺としたため茅葺小屋組の上に茅材の葺厚分の野地を組んだ。厚

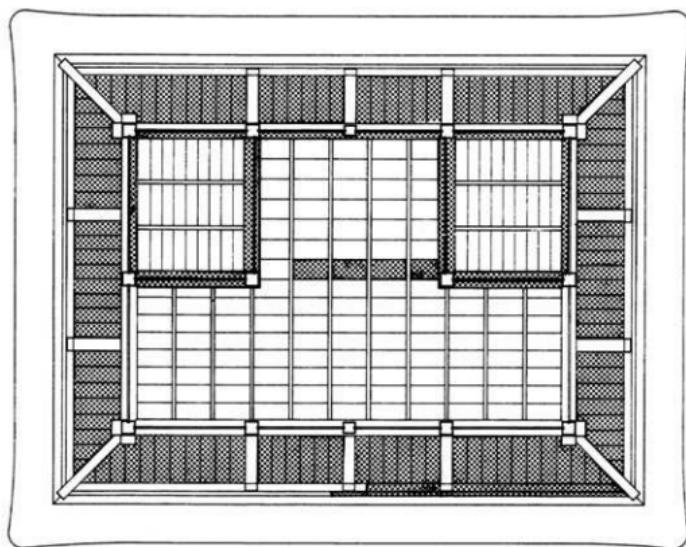


図2-13 補修位置図(3)

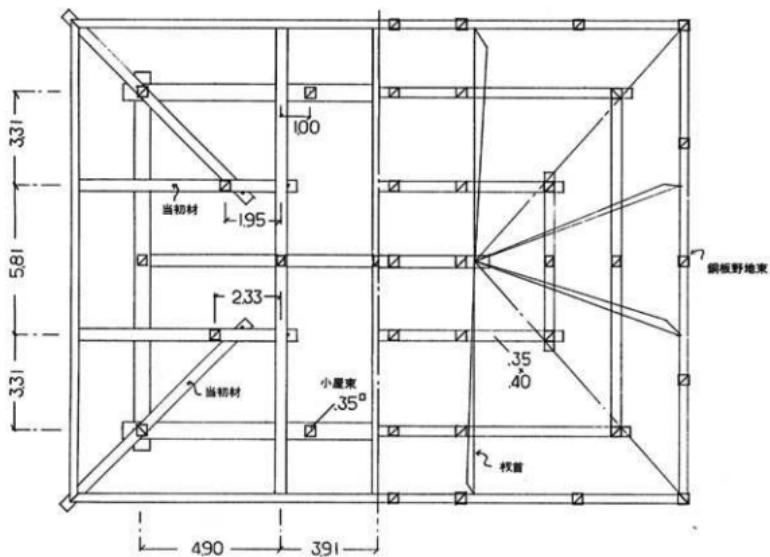


図 2-14 茅葺小屋伏図

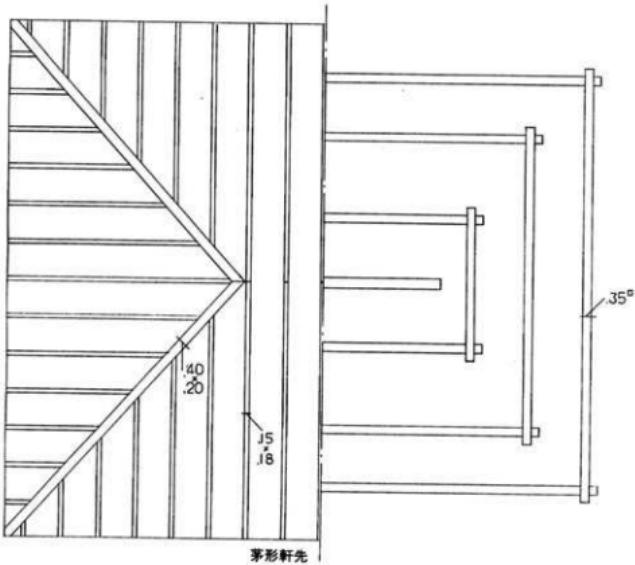


図 2-15 銅板野地伏図

みは葺厚は軒先で一尺五寸と想定した。

母屋は茅負上および茅葺小屋組の母屋上に束を立てて置き、垂木を一尺五寸

間に配し野地板を張った。棟は智滿寺仁王門に倣い茅櫛形に構え、棟押さえを置いた。

金剛柵

仁王像前の間仕切は当初ではなく開放となっていた。しかし管理上開放とする説にもいかず、現在の格子では建物にそぐわないので金剛柵を新たに整備した。地樋および腰樋を設け金剛柵は二本配し、その上の開口部分は銅網張りとした。また管理用に金剛柵の下部を一部造り返しに取り外せるようにした。

六 屋根工事

現 状 屋根は入母屋造瓦葺となっていた。瓦材は比較的しきりしていたが葺足に乱れが生じていた。

瓦割は平が二九枚、妻が三一枚となっており、降棟は熨斗3段積み、棟は熨斗7段積みとしていた。また棟の熨斗瓦は上方四段が木口の厚い新しい形式のものになっていた。

唐草瓦は巴付きで巾九寸三分×長八寸四分、巴径二寸八分。平瓦は巾九寸六分×長八寸四分、葺足六寸、効き巾八寸となっていた。熨斗瓦は長八寸、厚六寸八分となっていた。

実施仕様

① 修理方針

屋根は茅葺形銅板葺とした。棟も茅形に構え、棟押さえを取り付けた。

② 材料

銅板…………○・三五、定尺判およびロール判

下葺材…………アスファルトルーフィング砂付き

銅釘…………規格品

③ 工法

軒付は下端を一枚で貼付け、見付は巾七枚に割り隅は反り・増しに従い格好良く割り付けた。上・下はせ掛け、両傍張り被せて張り立てた。

平葺は下葺に砂付アスファルトルーフィングを葺き、定尺六つ切りを用い板はせ掛けにて張り立てた。隅は格好良く割り付け、隅背は扇形に構え葺き廻しとした。棟は先に準じ銅板にて包み、葺き上げ後棟押さえを置いた。

七 その他の工事

仁王像移転・復旧 仁王像は仁王門解体後より軸部組立てまでの期間の危険防止と基礎工事に支障するので移転した。移転にあたっては仁王像が転倒などしないよう木枠にて養生し、フォクリフトで運搬した。移転先は仁王門の後方に丸太組にて仮安置所を建設し、屋根は亜鉛引き波形鉄板葺とし仁王像搬入後、通用門を一箇所に設けを周囲を亜鉛引き波形鉄板張として塞いだ。基礎工事が完了し、軸部組立ての前に旧位置に復旧した。

また移転前に仁王門を解体した時点で財團法人元興寺文化財研究所に委託し仁王像の調査を行った。

第四節 文獻資料

一 廣嚴城山 醫王善醫略縁起

昭和三七年 文化財保存会古文書班

潮海寺縁起と傳説

小笠郡誌（小笠郡教育協会編）五七頁下段～五八頁上段

郡内には奈良時代の瓦を出す廢寺の址らしきものが

加茂村加茂山字古宮にある外

行基開創と伝える古寺が數ヶ寺あるが其年代に至っては信頼の限りでは

ない。即ち天台宗には横須賀郡普門寺

原谷村長福寺

真言宗には河城村潮海

寺 上内田村岩井寺

日坂村久延寺があり昔真言宗としては開創平安期にある

と伝えるものに曾我村正法寺

桜木村大雲院 比木村正福寺

池新田村東泉寺

内田村応声院がある、この中記録の存するものは長福寺と潮海寺で

「長福寺」

奈良県吉野郡大峯山本堂に藏する梵鐘に次の銘文がある

「遠江国佐野郡原田郷長福寺鍾 天慶七年六月一日」

天慶年中（九三八～九四六）既に本寺があった事を知るのである。

「潮海寺」平安末期の「後拾遺生伝 卷中に左の記載がある

「潮海寺住僧 失其名 時人呼曰大聖 是則寺中 碩德相居此

住 故称大聖小聖也 聖德行超人 研力被物 昔輪用牧馬賊人盜之 聖一

祈本尊 賊人束手眼前見縛 聖命使者 則以有之其研德以如此 凡一生間

行阿弥陀護摩法 自余行法非人所知 其遷化之時 蓮華三莢生于墳下 途

近道俗 繕米見之 不能經日 遂以葬斂 推其年紀 当于寛治年中矣。

（和分） 遠江国佐野郡潮海寺の住僧其の名を失せるが時の人の呼んで大聖というこ

れ則ち寺中に碩徳相ならび居住せり故に大型小聖と称するなりひぢり徳行

人に超え驗力物を被えり皆騎用の牧馬を賊人盜むひぢり一とたび本尊に祈

れば賊人手を束かね眼前（直ちに）に縛せらるひぢり使者に命じて則ち之を有する其驗徳は以てかくの如きなり 凡そその一生の間阿弥陀護摩法を行じ自余の行法は人の知る所に非らず 其の遷化（高僧の死）の時蓮華三莢棺下に生ず 遠近の道俗競い米つて之を見たれども日を経ること能はざれば遂に葬りめぐらすむ 其の年紀を推すに寛治年中にある矣

即ち平安中期寛治年中（一〇八七～一〇九三）に其の名を天下に馳せた名僧が本院に居住し又文中に碩徳相此居住とあることより寺宇の広大であったことを

肯れる 後略

以上の如く最勝の地に千年の昔規模広大な寺院があり多くの寺坊が相ならんでいた偉容は想像を許さぬが、そこに伝説が生まれるのに不思議はない。嘗て貴族が政治の実権を握りやがて武家が之に代り時代の思潮変化に供い由緒ある神社佛閣の衰微するもの或はそれ程の由緒なくとも時代の波に乗り俄に興隆し繁昌し遂には多くの信仰を得て世上有名な神社となり佛閣となつたものも跡くないまことに一般社会と異なる所はないのでうゝ感慨無量である潮海寺も昔日の偉容は今見るべくもないが茲に増田氏所蔵の記録写本を得て遠江風土記伝の有玉の説並に河城村郷土誌所載のものと共に重複をいとわず転写して紹介する次第である

次第である

増田芳松氏所蔵 写本

廣嚴城山

（表紙題字の写しあり）

抑当山集師如来草創ノ根元タルヤ天平ノ（七二九～七四八）中房行基大士（師）

諸国遊歴ノ刻始メテ薬師如来真像ヲ自刻シ玉ヒ爰ニ安置ス山号ヲ廣嚴城山ト
称ス寺号ヲ潮海寺ト付ケタルハ良ノ谷ニウシホ井アリ仍テ名ヅクト寅ドモ未ダ
坊舍無之大凡四十年間バカリ後ニシテ宝龜十一庚甲年（七八〇）寺坊開基トア
リ今明治十九年二至テ一千百七年ナリ

開山住名世代少シモ不分又天文十年辛丑（一五四一）坊中成就院慶願院主 参
内御輪旨頂戴スト古書ニ見エタリ又寛永十五年戊寅年（一六三八）中興法印快
賢ヨリ先住増田智賢は十四代伝統法孫聯（連）綿トシテ代々御輪旨頂戴住職仕
候ノコト

開基ヨリ天文十年迄七百六十二年間世代少シモ不分 天文十年ヨリ寛永十五
年迄九十八年 寛永十五年ヨリ明治十九年迄一百四十九年也

和歌山伊国伊都郡高野山枕邊文院直末金剛院潮海寺
元禄七申戌（一六九四）十一月廿六日薬師堂成ル西方村山内弥三右エ門時春志願
二王門宝水二乙酉（一七〇五）西方山内弥作時盛 二王彩色 倉沢山内徳左エ門
櫻外ニ 近頃新堂ヌリノ堂ナリ

明治五年大雨山崩レニ濱レ候也

ト記サル

廣嚴城山薬師如來略縹起

抑廣嚴城山薬師如來ト仰ギ奉ルハ天竺佛祖ヨリ十二世ノ電樹菩薩大願ノ旨有リ
テ黄金ヲ湯ニナシテ千軀 佛像ヲ奉鑄成就シ終テ初ノ毫髪中ノ毫髪終ノ毫髪ヲ
アゲテ此ノ三尊ヲ栴檀木ヲ以テ小サキ松ヲ造り能々是レニ納メテ海辺ニ至リ高
キ壇ヲキヅイテ梵天帝釈ヘ祈誓心アリ此三尊ヲ大海原ニ流シ給フ且ツ佛法繁昌
スベキ國ヘ着セヒヒテ大法を荷垣シテ衆生ヲ流度シ玉ヘ梵天帝釈佛法ノ繁昌
スル國ヘ引導シ玉ヘト急ジ終テ山ニ帰リ三七日間昼夜禪オコカラズ深ク佛法
ヲ折リ玉ヲ破ノ佛像行方ハシラネ共星霜推シ移リ毫軀ハ展且國ヘ着カセ玉ヒ毫
ヲ折リ玉ヲ破ノ佛像行方ハシラネ共星霜推シ移リ毫軀ハ展且國ヘ着カセ玉ヒ毫

跡ハ竜宮界へ入ラセ玉ヒ毫軀ハ大日本遠江國南海ノ七十五里ノ灘ニ漂ヒ玉ヲ其
シルシ夜々光明輝キタリ此ノ故ニ海邊三年漁ナシト申シ伝ヘケリ一夜流星ノ飛
バグ如ク北ヲサシテ飛ビ五落子付カセ玉ヲ所ハ遠江國城飼郡潮海寺山中松深
カク立チ続ク山ヘ入ラセ玉ヲ其夜ヨリ七日七夜光明輝キ夜モ白昼ノ如シ左バカ
リノ松山ナレドモ昼ハ秋ノ紅葉ヲ見ルガ如ク里人アヤシミ山ニ登リ尋ヌルニ山
中唯粉々トシテ溪香ヲ焚クガ如シ數頂ニ至リ數百年経ル松ノ本ニ一佛ヲ見出シ
奉ル俄カニ致シ方ナク宮居ノ形チヲモウケ其屋根ハ杉ノ葉ヲ延ベテシバラク安
置シ奉ル ヤガチ堂ヲ設ケチ尊敬シ奉レハヤ四方ニ傳ヘ開エ老若男女貴賤
ノ群參禰ノ歎ヲ挽クガ如ク繁昌日ヲ重ネテ イヤマサリ 山富ミ道開ケテ廣嚴
城山薬師瑞瑞光如來ト尊敬シ奉ルト 云々

茲ニアリガタキ佛晝アリ此村里二百人聲ノ者アルマジ眼ヲ煩フ者心信ニヨリテ
忽ニ驗シアリ疾癒病モ祈ルニタチマチチマチ疾癒退キ 安穩ナルベシ又水無月（六月
旧曆今七月二当ル）青田ノ頃旱魃スレバ土民集リ祈ルニ小川橋ヲ流ス程ノ驗ア
リ一年 坂上田村將軍東夷征罰 救命ヲ納メテ羣衆より速江園田ノ海ノ西御陣附アリ
折フシ海上殊ノ外荒レテ中々波濤ナリガタク見ヘニケリ將軍カナク日ヲ重ネテ
御逗留アリ或ル時將軍急度思ヒトカセ玉ヲハスク長長ト徒ラニ日ヲ送ラバ軍中
必ズ要ヲ生ヅシ音ニ聞ク潮海寺薬師舎靈佛ニ在スト是レヘ祈誓ヲカケテ信心
ニコルベシト沐浴戒シテ衣冠ヲアラタメ東ニ向ツテ合掌ス其腕頸項眠ルトハ思
ハヘド瑞瑞光如來現マシマシテ汝救命ヲ蒙リ爰ニ至リテ岩田ノ海ノ變ニセラレ
テ渡ル事能ハズ明日朝五時（八時）渡ルベシ我レ力ヲ添エン海上白布ヲ曳ク
ガ如クニ見ユベシ是ヲ舟道トシテ渡ラバ万ニ一ツモ凶事ナシト夢ハ覺メケリ
將軍大ニ御喜悦アリ明ケノ日東雲ニ出テ海上ヲ御覽アルニ風波静カニ天朗
ガニ海上白布ノ色アラワレ西ヨリ東ヘ長シ イザヤ渡ラント舟ヲ浮ベ東ヲサ
シテ押渡リケリ一騎モ残ラズ東ノ岸ニ上陸ス 弥々薬師如來ヲ再拜シ奉リ大臣
ニ御代參被仰付 其ノ身ハ敕命モダシガタク関東サシテ下リ玉ヲヨリ經テ東夷

悉ク平鎮マシマシ御凱陣ノキザミ（弱リ）潮海寺薬師ノ薦ニ御陣ヲ据エラレ

テ一七日ノ御参籠ハ御礼ノタメトカヤ此時村長ヲ召出シテ大伽藍御建立ヲ被

仰付一本堂毫宇東ニ日光佛西月光佛本堂同様ニ被御付所領モ川村一庄ヲ御

寄附下サレアリガタク御請申上候切御下山ノ節薬師如米ニヤ十二神持ニヤア

リケン麿ノ橋占美女ニ変ジテ送ラセ玉フノ時將軍ノ耳へ付ケテ御教示アルハ

岩田海千萬トナルコトヲ頃キ玉フ也其意趣ハ童宮城ニ千珠ノ玉アリ是レヲ借

リテ岩田ノ海へ打込み給ハバ陸地ト成テ安堵ナルベシ必ズ疑フコト勿レト也

揚テコソ末世マデモ此イキラ叫橋トゾ申スナラ（此の橋東海道新幹線敷設の

為今見ること能はず）

坊舍十二ヶ所此ノ内八景アリ

模本坊ノ春霞 中ノ坊ノ螢谷 最勝坊ノ秋月 嘴橋ノ夕照

行賢坊ノ時雨 高塚坊ノ富士見 塚井戸 沙ノサンヒ奇妙ナリ別シテ

法藏坊ノ暮ノ鐘 三月中旬、八月大沙ナリ

此ノ書キ写ノ利益ニテ薬師ノ八景ト云フコトヲ初メテ知ルコトアリガタキ事ナ

リ夫ニケ案ヌルニ心ヲナグサムル所ハ古モ今ニ變ラズソノハケ所淋シミ面

白味 雅鶴風流ヨクセ ソナエタリ

往古ノ繁榮鬼ヒヤラレ愛度土地トコソ

註 次の説は後出江風土記の有玉の名の由来とは類似点が多く同一出所かと思われる

爰二人皇五十代桓武天皇延暦十四乙亥（七九五）年天子ノ勤命ヲ蒙リ征夷

大将軍田丸（麿）坂上利仁公岩田ノ海袖ヶ浦御見見被遊ニ東西ニ里南北五里

ノ海辺ナリ此處ニ大蛇住ミ居テ往来ノ旅人渡海ナリガタク日ニ増田村利仁公

東夷追討ノ王命ヲ蒙リ此處ニ出御被遊候處彼ノ海辺ヲ眺メ玉フニ別儀ナシ田村

ノ威勢ニ恐レテ形チヨ見セズ時ニヨッテ一日ニ一度渡海スルニハ子細ナシ一艘

ニテ、三度渡海スレバ舟ヲ覆シ人ヲ損ズルコト度々ナリ御上ニモ不便ニ思召

サレ田村君ニ退治アルベキ由宣旨下ツテ延暦十四年二月朔日遼江國岩田ノ海袖

ケ浦ニ御着陣ナラレ日々ニ此處ヲ御覧ナサレニ彼ノ大蛇ノ住ミ居ル所ヲ尋ネ玉

フニ一円一向ト全ジ形チモ得ズ詮方ナク日ヲ送ラセ玉フコト久シ同國城

東郡潮海寺薬師如米ハ靈験アラタ（力）ナレバ此處ヘ御参詣遊バサレ、七日

御願アリ満ツル夜ニ至リテ御夢夢アリ我ハ是レ薬師如米ナリ汝王命ヲ賜リ彼ノ

岩田海ノ赤蛇ヲ退治セント欲スレドモ人身ノ力ニ及バザル事ナリ伊勢天照大神

春日大明神八幡大寺（善薩）ヘ大願ヲ乞奉ルベシソノ大願成就セバ赤蛇モ安

ヲアラワサン此時ニ至チ諸神諸佛ノ通力ヲ以テ願望成就スベシ此教ヲ忘スルベ

カラズ逆夢ハ覺メタリケリ（公御喜悦斜メナラズ先ヅ松岡山ニ飯御殿ヲ建テ

東夷御進免遊バサレ其後東夷モ残ラズ從ウニヨリ御帰洛ノ刻岩田海俄ニ逆風ハ

ゲシク渡海ナリガタク同國山名郡ニ御逗留遊バサレ候處アル夜夢ニハコレ

潮海寺薬師如來也明日ハ天氣順風ナルベシ我力ラソエ滞リナク渡ルベシト有

チ夢ハ覚メニケリ利仁公曉ノ頃天象ヲ御覽アルニ空朗ラカニ順風ナリ依チ渡

船無難ニ御越シナラレ今ノ龜玉ノ郷ニ御着船成松岡山ノ館へ入ラセ玉フ

頃ハ九月上旬ナリシニ時節ヲ待チ玉フニ或時何方トモ知レズ若キ美女一人來テ

日ク自ハ西國近ノ者ナルガ吾妻へ用事有テ下ル處ニ道中ニテ少々難儀ニカヽリ

下ルコト不叶一两年此辺ニ逗留仕リ度キ存意哀レ不惑思召賤ノ女ニ候得其御

館ニ隨立永ク御宮仕御家ニ孝（幸）ヲナスベシト泪ヲ流シテ申ケレバ田丸丸

見ルヨリ是レハ如何様人間ニテハアルマジ我レ王城ニ住ミテ高位高官ノ館ヘモ

タヨル金此ノ女ホドノ美女ハ未だ見ズ若偽ヲチ吾ヲネラワバ討シ捨シコト安

（易）シト思召シ終ニ此女ヲ留メオキ御寵愛限リナシ然ルニ時ウツリ延暦十五

年ノ春君ノ情ニヨリ懷胎ノ由ヲ申上ル十月下旬安産セリ〇貳一二（時二）

産婦ノ願ニハ四間四面ニ二産室ヲ建テ隨分隙間（透間）ナク開イ給フベシト願

ニ任せ其ノ通りニ普請出來アリケレバ其間ノ中へ入ル玉フ我此中へ入ルコト別

儀ニアラズ産婦ライトウト云ウコトアリ君ハ尚々他人タリ共此中へ入ルコ

トナカレト人ヲ禁ズルコト真ニ嚴ナリ然ルニ彼是スル中ハヤ一、七日スギ又

レバ利仁公思召スヤウ三、七日間産屋へ人ヲ禁ズルコト不審シ子細アラント密
カニ窺イ見ント板ノ透間ヨリ覗キ玉ヘ二十尋バカリノ大蛇ト成テ産子ヲ中ニ
置キテアタリハ網ヲ乱シタルガ如ク取リ巻テ紅ノ舌ヲ以テ頭ヨリ乳ノ下迄齧
(母)居ルヲ見玉ヒテ利仁公社ヲ破シ急度思イ付カ
セ玉フヤウ是レ口引スルニアラズ逆坂開ヲ蹴破フチ其体内に入り玉フ其時姫君
ノ玉ウヤ君ヘ禁制ヲ破リ此處へ入り玉フコト如何ナルコトイキノ玉ヘバ利仁公
仰セラルハ汝アヤシキ姿ハ如何ナル者ゾト宣ヘバ姫君答ヘテ曰ク自ハ此袖ケ
浦ニ三千年住テ此浦ノ主トナル此度君勅命ヲ蒙リ退治セント欲スルコト自ガ
果報ニアラズ女蛇ナルコトヲ悲シミ君ノ玉蘇ニ入り玉ク此浦ノ守護神ト成テ未
世ノ衆生成佛シテ子々孫々田村ノ家長久シテ大日本六十余州ノ第一ノ遠江国
岩田海ノ赤蛇ニテ王位ニ隨イ吾ガ君ノ御慈悲ヲ以テ末世ニ至リ神ト祭リ民里ノ
地トナシ佛法流布ノ地トナラバ田村丸ノ君モ御安堵成ルベシ制禁ノ詞ヲナシ
自ガ形チモ人ノ面ニ觸レバ二度人界ニ変スル事不叶此ノ子ハ田村ノ家ノ由緒ト
ナス君ニモ自古制禁ヲ用イ玉ヒテ廿日間禁シ玉ハバ此ノ子ノ五輪ヲ鉄石ニ成シ
チ已矢通ラザル様ニナシ此ノ誓レ顎ハサズニ去逆ハ残念ナリ然レトモ孔ヨリ
上ハ鉄ノ如シ此子ヲ哀レト思召御介抱トサルベシ幼君ヘカタミ辻千珠ノ玉ヲ与
ヘ自ハ元ノ海底ヘ帰リ永ク田村ノ氏神トナリテ未タ沾ヲ守護スベシト瞬ク間ニ
蛇ト成テ海水ニ飛ビ入ルナリ 赤池山光福寺薬師ノ元ノ湧ニゾ入リニケル延暦
十五年霜月十五日トゾ 云々

世ノ謎ニ要鬼勝チ衆生ヲ守ルニ其後此赤蛇渡海ノ障リナク此処費ニ治リコノ
公達段々生(或)長シ玉ヒテ延暦廿二年癸未看石八ノシテ常州國亂ニ依テ又々
征東將軍ノ勤命ニ依テ再び東國ニ御免向還バサレ候處若君利光ト名乗テ御親子
共ニ常陸ヘ御下向ノ時龜玉ノ郷ニ御着陣ノ刻岩田海俄カニ沙湧チ逆風烈シク波
海不能利「御親子不審ニ思召ノ處 利光公母公ヨリ實ニ受給フ千珠ノ玉ヲ海中
ヘ投ゲ玉ヘバ即時ニ沙千テ陸地トナリ赤蛇そ顕ハレ見エタリ利光公猶ヲ求メテ

近所ノ穢多ニ申シ付ケテ此海ノ北ヘ曳キ登セ深淵ヲ望(臨)ミ繋グベシト被仰
付今ノ鹿島ノ里ケ駭ノ測ニ封ジ込メ玉フ(宮守大杉孫ノ代)此ノ穢多宮守トナ
リテ測ノ上ニ神社ヲ御建立被レ遊懶ケ駭大明神ト祭リ奉リ白山妙理大權現ト崇
奉リ人皇五十代ノ皇子ナリ田村丸利仁持車ヲ祭ル也(御線ノ文如何中野記)夫
ヨリ十五年スキテ嵯峨天皇(八一〇・八二三)ノ御宇弘仁(辛卯年五月二十三
日ニ五逝去ナリ(五四〇)右千珠ノ玉落チタル所夜々光明輝ク故ニ此處ニ社ヲ
建テ神馬ヲ乗ル是ヲ「ヤブサメ」(流鏑馬)ト云ウ神林玉ヲマツル參詣ノ老若男
女群集シテ年々繁昌スルナリ(後出風土記伝有玉ノ名ノ由来參照) 大寺山(大
善薩山ノ略字)ト申ス处ハ八幡宮ノ西ニアタル所ナリ此ノ浦守護ノタメ伊勢明
神、浅熊岳(朝熊ト全ジ)虚空藏寺ヲ此大寺山ニ祭リ奉ル上部下島村ノ内赤蛇
ノ住ミタル所ヲ赤池山光福寺ノ薬師如意ハ城東郡潮海寺薬師如意ヲ勸請ス朱印
十石椎河源西当山ノ流レニ御藍ヲ建立シ瑞雲山ト号ス岩水寺境内ニ子安地蔵大
肯アリ田村利光將軍御建立ノ所ナリ是ハ御乳母童女ニテ父君利仁公御愛ナシ
玉ヒ利光公ヲ産ミ玉ヒ大海ヘ帰リ給ヘバ利光成長ノ後吾母ニ対面セザルコトヲ
悲ミテ其後數年ヲ經テ乳母ヲ地蔵寺ニ祭リ度キ由ラ天朝ヘ御願ヒ申上ゲ此所
ヘ御下向有テ此ノ測ノ上二二、七日御參電ナサレ仰ギ願クハ一度吾ニ対面ナ
サシメ玉ヘカシ願望ノ通り見エ玉ハバ館ニ在ス時ノ御姿ニテ見エサセ玉ヘト深
ク御願アリ感應アリテ赤蛇昔ノ姿ニテ現ハレ親子ノ名乗リ御言葉カワシ給フ
利光公御喜悅カギリナシ電女ノ曰ク利仁公御寵愛ノ時ノ姿ナルゾ克々見覚エテ
父君ニモ語ルベシ御膝ノ上ヘアゲラレ互ニ御泪不レ浅御物語ニ夜モ更ケニケ
リ丑ノ刻バカリニ宮殿ヘ入ラセ玉フ也 其ノ御姿ヲ写シトリテ子安地蔵岩水寺
ノ本尊ト安置スルコトナリ

頃ハ嵯峨天皇ノ御宇弘仁六乙未年(八一五)春ノ頃ナリ若君御年廿二才ノ御時
ナリ 田村丸 則田丸 田村利光公過三代征夷大將軍ノ宮ヲ蒙リ武功高名アゲ
テ斗リ難シ 清和天皇ノ御宇貞觀ニ辛辰年九月十日(唐辰ノ誤)・八六〇・

御逝去ナサレ大寺山ニ利光持軍ノ宮ト崇メ奉ル也

斯ク神社佛閣充滿シテ目出度キ岩田ノ海、村里トナツテノ入ルコトナク遠江

豊田郡長ノ上、敷智、龜玉郡四ヶ郡トナリ人皇十五代神功皇后高麗國ヘ御先向

ノ時電女ノ千珠、満珠ヲ御持奉ソレヨリ高麗國從ヘ今利仁公ニ伝エテ千珠ヲ

岩田ノ海ヘ投ゲサセ玉ヘバ忽チ沙干渴トナリ陸地トナル然ル處彼ノ玉ノ落チタ

ル所夜毎ニ光コト甚シク此所ニ龜（有）玉八幡宮御勸請アリ瑞山岩水寺領ハ

利光公寄附高七百石永々寺領トセシニ鑑倉北条時頼ノ代ニ最明寺入道諸國修行

御見分ノタメ唯獨リ密ニ残僧ニ變ジテ此處ヲ通ラセ玉ヲ行暮レ一泊ヲ乞ヒ玉

ヘドモ住僧折節シ三馬ノ稀古シテアリケルガ彼ノ旅僧ニ「泊メヤドノコトカ吾

獨身ニテ万事用筋モ多シ貸資コスト成リガタシニ見苦シキ旅僧ナレバ何方へ

ナリトモ行カシヤレ」ト甚大惡口申セシカバ寺ノ納所ニ寺号ヲ御聞キナサレ手

帳ニ記サレ出行キ玉フ其ノ翌日鹿島ノ渡シ御通行ナル節 折節シ大水ニテ彼僧

渡船ヲ頼ミ候ヘドモ乗り合て無之テハ渡船出來ガタシト申スニ付是非ナク一

日留リオキ候ヘバ愛ニテモ地名ヲ御記帳ニナラレ其後一、二年過ギテ入道殿錄

倉ヘ御帰館ノ後石岩水寺住僧井ニ鹿島ノ船守鑑倉へ呼ビ出サレ右ノ股御吟味ノ

上ニテ七百石ノ寺領召シ上ゲラレ少々ノ黒印下シ置カレテ其ノ後徳川ノ代ニ至

リ神君ヘ御願と申上ゲ候先例ヨロシキニ任せ四十石余朱印被レ下置鹿島村

船守ヘモ御朱印百石ノ処召シ上ゲラレ高四十石ノ御朱印椎河船領井ニ船料トモ

之レヲ岩水寺同様ニ仰セ付ケラレ候也

附記

元禄三年高橋ニヨレバ
鹿島船役除地 川口村（二俣）三石 北鹿島村（二俣）十七石 計二十石

椎ヶ駕領 二石七斗（中ノ町村） 二石（除地）飯田村鶴見 二石六斗

九升（河輪東村） 二十石匁坂上村（岩田村）

子安明神領 六石 富田村（中ノ町） 大寺山明神領 五石五斗 外二

六石五斗

於呂明神領 十一石七升（柴本村……赤佐村ノ内）

岩水寺領四十三石朱印（岩水村……赤佐村ノ内）右ノ外白山領、樂師

領アルモ關係不分明ナリ

。莊園、地方寺社領ガ守護地頭ニ委食サレテ行々過程ニ於イテハ此ノ頃ノ真儀ハト

モカクトシテ如何ニモ有り得ベキコトゝ思ハレルノデ以下此ノ写本ニ記サレテイ

ル所ハ全部コ、ニ體写スル

（仰セ付ケラレ候也ニ統シ）

神立村西（西？）明神大神宮ハ往古ヨリ有リ来ル御社也 鑑倉右大將賴朝公以

后社領高七百石ナリシガイフノ世ニカ此處ノ御朱印減少シテ今三百石ノ社領ナ

リ（元禄高帳ハ二六〇石）神主蒲幾検校御預リノ内ナリ

長ノ上郡惣社領二十四ヶ所川羽ノ庄、野村（參野村？）四十六ヶ所大明神ハ是

レ有リ米タル御神ニテ御朱印三百石有リシタ（元禄高帳八〇石）木下藤吉モ此

所ニ松下嘉平治万ニ奉公セシ節神主桑原遠江ト少々ノ儀ニテ藤吉ト口論致故

數年ヲ經テ木トモ闇白トナリ此時右ノ意（遺）恨ヲ構エ御朱印召シ上ゲラレ少

シノ地トナリシ其後東照神君御取立道バサレ御朱印高八十石下シオカレ時節ナ

レ■藤吉コト前代未聞有ルマジキ事ナリ云々 是ヨリ海辺迄四十六ヶ所有之縫

当社焼亡セリ神ハ非礼ヲ受け玉ハズ大願成就不致故東照宮様へ御領申上候ヘ

バ舊例宣シキ故聞シメサレ高三十五石（元禄高帳三五石）御朱印寄附セラレ神

主重石工門ニ御預ケノ所ナリ松尾十一ヶ村ノ惣社ニテ右十一ヶ村松尾小池大明

神大見富田一ヶ村茅場吉川（芳）越島池田村也松ヶ島旧跡ノ上郡浦、飯田村

福荷山童泉寺ハ惣校ユエ大權那ニテ蒲御曾司範頼公旧跡ニテ往古ヨリ靈寺ナ

リ御朱印三十石寺中八町除地、末寺二十五ヶ寺有之ナリ敷智（源）郡電泉寺銀世音ハ竜宮ヨリ出現ノ冥（雲）佛也御朱印高百十石坊舍寺内共ニ御座候處也是レハ汐守護ノ為メ勸請地ナリ岩水村ノ内電泉寺ハ往古ヨリ有リ來タル寺ニ御朱印四十石ナリ田村利光公御祖父ヲ坂上刈田丸御寺（善提）ノタメ此處ニ冥寺一字御建立ナラレ候所ナリ長ノ上郡頭陀寺（浜松市旧芳川村）ノ業師ハ往古冥寺ナレ口昔浜松御城ノ北味（二）方ヶ原ノ内馬松山ト云ウ所ニ御安座ナルガ甲州勢此所ニ徘徊ノ時此業師如来ヲ軍馬ノ松ニ致セシト聞キ伝ヘタリ其後神君不思議ノ夢有テ今此所ヘ御曳キ遊バサレ堂塔御建立ノ地ナリ高三百石御寄附遊バサレ寺六ヶ寺有之也岩田ノ海村ニナル始メハ一番ニ有玉ノ郷二番ニ市野此所ニ市野村惣太夫ト云フ郷土アリ御代官ヲ勤め除地屋敷分トシテ東照神君ヨリ下シオカレ惣太夫方ニ龜玉八幡宮御祭礼ノ神馬預リオキ其馬鹿毛ノ馬ニテ老馬ニナリ相果テ其馬塚ヲ勘氣（解）由塚名付ケタリ今ニ神馬二匹ツ、城主ヨリ出サル所ナリ三番ニ大瀬ノ里は岩田ノ里第一小高キ所也、四番ニ貴平経武ノ里此里往古ヨリ有米ル島ナリ鎌倉石大将頼朝公三男結城七郎朝光公ノ嫡子同苗三郎忠公当所ニ御害味方不残討死朝忠公ノ旧跡少ノ宮ヲ建テ結城三郎様ト申アヘリ 中古泉八幡宮ノ神主秋鹿氏馬之蒸殿貞平ノ里ニ住居シテ中泉社役勤候所ニ風雨漏水等ノ節不動候上中泉ヘ引越ナリ経武村分候ハ天文一年ノ頃西村ニ成ラレ候此貞平ノ里ニ名木ノ松アリ 遠江三十五歌ニ入リシ古跡多書留ト 懸ジアラマシノコトナリゾ

由来記終

産バウメ 薙ズバウムナ 世羅紳世渡リ紳ノ種ゾワスル、

利光公ノ御哥

緑ニツレ 岩田ノ里ニ 住ム人ハ 帯紐トイテ フル袖ノ浦

姫君ノ御哥

産ミソメテ 岩田ノ里ヲ 産ミケレバ 位カイヲ、ム 袖ノ浦 マデ
此ノ書 天文年中ノ作シ安永三年迄二百四十年ニ至リ 岩田大明神ハ豊田郡内坂村ト申スニ岩田坂アリ此所ニ立チ玉ノ御神ナリ 社領四五斗余ト申ス此明神ハ句坂十二ヶ村ノ惣社ニシテ古ヨリ有米ル御神利光公ノ氏神ニ御建立ノ地ト伝フト云々

川東池田ノ庄ノ内二十一ヶ村
匂上村 匂中村 匂下村 匂上島村 匂新村 匂中野村 匂氣賀村 氣賀東村
上氣賀村 匂中戸村 匂寺谷村 賀茂西村 加茂中村 一言村 加茂東村 万能村 宮一色村 弥十島村 森岡村 右賀茂句坂五千石余ノ惣氏神ナリ

干時 天明八年丙辰年七月写之

又寛政八年内 一月写

維時明治十九年七月書写シ畢

此書上本所村大乘印書写ノ本書ヲ以テ多端ノ間ニ唯々文ヲ拾フコト專一ナリ

私云此本書「後」、「後光トアリ外ノ一書ニ利」、「利光トアリカ」

（コ、ニ広嚴城山 金剛城山ノ書入アルモ略ス） 増田智賢著書

大寺山巻記（起）

一、田村将軍利公御父ハ天星ノ化身 御母ハ童女ノ由申伝頃ハ人王五十年桓武天皇ノ御宇延暦十四乙亥年東夷討伐トシテ田村將軍利仁吾妻ヘ御免向東夷ヲ平ゲ帰陣ノ刻遠江国岩田ノ海俄ニ沙溝チ逆風甚シク渡舟不能將軍同國山名郡ニ御滞留オワシマシテ有ル夜ノ御夢想ニ當國城飼郡ノ内潮海寺樂師ヘ參詣御立願ニ於テハ即時ニ海上静マリ渡海可及トご賈有チ則チ參詣御立願有リ御下向ノ刻橋上二年頃十七、八ノ美女立テリ將軍御覽ジテ御尋不アレバ吾ハ賤ノ女ナリ君公ノ思召を請願フト申時旅宿ヘ召連ラレ其夜ノ御枕モ明滅ル空ニ海上順風帆ヲ神御首途ノ刻彼女申スヨウ我飯染メノ御

情ニ懷胎ノ身ト申上ル將軍不思議ニ思召シ潮海寺ノ辺ニ産屋ヲ建テ老女一

人御付出産ニ於テハ其子都へ伴ヒ来レ仰ラレ場洛アリ日月重り出席若

君也乳母ヨリ御形見トシテ千珠一ツ奥ヘ忽チ大蛇トナリ飛失テケリ其后若

君上洛在リテ將軍へ其趣ヲ言上アリ利仁公御感アリテ是ハ偏ニ薬師如来ノ

我カ世継ヲ与ヘ玉フト御寵愛アリ則チ利光ト名付ケ玉フトナリ

一、同代延暦三十辛巳年東夷逆威ヲ振フニ依テ追討ノ為に將軍利光諸共関東

ヘ御下向ノ刻遠江国龜玉郡ニ着セ玉フ時岩田海俄ニ沙荒邪渡舟不能將軍不

思議ニ思召所ニ利光乳母ヨリ御形見ノ千珠ヲ海中へ投ゲ玉ヘバ即時沙干テ

其時赤蛇見エタリ利光鎮ヲ求メ大蛇ヲ御繫ギ近所ノ穢多ニ仰セテ是ヨリ川

上ヘ登セ淵ヲ祓ミ繫グベシ御詔アリテ曳キ登セ椎ケ駒ノ瀧ヘ繫置ク也測

上山ニ社宮ヲ御建テ惟河駕明神ト崇メ奉ル 右ノ穢多宮守トナリ則鹿島村

ニ住居ス潮海寺薬師如來ヲ勤請アリ河駕西ニ当テ伽藍ヲ立ナセラ瑞璃山

岩水寺ト号ス彼ノ赤蛇アラワル、池ノ辺ニ堂ヲ御建立是モ潮海寺薬師如來

ヲ勤請アリ赤蛇薬師ト申也右子珠ノ落所夜々光物トナリ其所ニ社宮ヲ御立

チアリ有玉八幡大守ト祝ヒ申スト也 利仁將軍御車去椎ヶ駒明神ノ社内ニ

宮ヲ立て白山廟現ト祝ジ奉ルト申伝ル

利仁公都鄭往来ノ渡舟ノ跡ヲ御守護トシテ伊勢明神并朝熊嶽靈

空藏大蛇ヲ勤請被成堂舎御建立ニ依テ大芋山ト申伝ル利仁公七十歳ニテ御

逝去大芋山ニ宮ヲ建テ贈号ヲ利光將軍ト奉ルトナリ

(坂上田村丸弘仁二年五十四オニテ薨歴史年表)

額外ニ「此ノ辺ノ文意イカ、也見ル「聚セヨ」トアリ

右ハ有玉村ニ於テ写之ト也

學頭坊金剛院 小池坊 最勝坊 横木坊 本善坊 勝養坊 中坊

法藏坊(今地名一小字残ル)成就院 常樂院 横木坊 行善坊 高塚

坊 弁財天 地藏堂 鐘種 江井 瞑橋

以上和緩考査拾七葉 醫王善醫略縁起 畢

内山真竜

遠江風土記博

長上郡有玉郷は元禄の高帳に六村

長田の西北一里なり南は敷知郡界を龜玉河

一二庄編川に限り西は大菩薩山三方原ニ属ク北は欠下村 東は小池なり倭名妙の

遠江国龜玉郡は今有玉と称す龜玉河に属する諸村有玉以北道本以南越して十五村

は皆龜玉郡の内なり万葉集卷十四遠江歌に阿良多麻能伎倍と詠むは木船に當た

るなり

松木島 新村 上瀬 丁田 煙屋 下村 上記の六村は有玉郷なり

有玉の名の由來

有玉と号す者有玉に古老の説及び一書あり

昔此の國の□中 淡海の時東西里南北五里後磐田の海と号す 赤蛇(遠呂呂)曰

住けり一日に船一度渡れば羞なし 一度渡れば神浪を起こして船必ず転覆す

此患に依て數々言上 天皇聞食なへ東夷叛り諭に曰く田村麻呂 汝大将軍と

なりて東に征き 夷の荒振國を治めと退らせ 退給き 時に延暦十四年二月朔

日なり 是ノ海の西岸なる名は松岡山に着給ひて海原を見給ふに廣々として此

神のすまむところを知らさず故にこに日を経給ひき爾時 城飼郡潮海寺薬師

菩薩の靈現ありて松岡山に宮を建て將軍の音在所とす中略南に東夷の徒を平和

て御車山名車に運り到り給ひき時に九月の上旬 逆風頻に吹て奔沙太急なり

また薬師菩薩の靈現有て即風止み沙平て松岡山の宮に着給ひき 忽ち美女侍り

て言て曰く妾賤女なれども つかへまつらむと云ふ。冉に將軍怪とおもはせど

召入賜ひき 是年延暦十五年女言にて曰て 妾既に願めりと故に群臣等によさし

て横四尋の産屋を造らせ給へ冉に女 言曰く 妾今までに産屋に入るべし

頃くは二十日を限り な見ましと云ひて戸を閉てカクリ(隠居)き將軍怪

しとおばして期に達て病に見給へば大蛇となりて 八重に織ひ其の中に児すで

に生ませり将軍驚き給ひ屋の戸を蹴放ちて直に入り給へば 大蛇忽ちに おと
めと化て言曰日本神を あらはすすことはいとはづかしきかも 妻 今故郷に居るべ
し 願くは將軍 是彦みこ を育し給はゞ 妻は御子守りの神とならむ 妻は
滄海に住みて 三千歳を経たる即ち此の海のあるじなりと言終り 一箇の玉を
彦子に授けて海中に身をかくしき茲に將軍は御子を育し給ひて上京て復命し給
へり而る后延暦二十二年東夷再び叛けり南時御子八歳 名は利光なり 諸に曰
く 将軍及び俊光 東夷に征きて まつろはぬ國を治めと退らせ遣賜ひき 御軍
京を發して有玉の郷に着候ふ時に逆風俄に吹て海没太急る 時に俊光のみ母の
授けし一箇の珠を採りて滄海に投棄賜へば少忽ら涸きて陸地となれり 南に大
蛇は水沫うずまく今洲の渡(村郷史に「今切の海」とあるのはコノ誤写か)
の深淵に身をかくしき 故潤上に社を建つ 一社は父神田村麻呂 一社は母神

夷を治め行し時竜宮山の額を定め寺を竜池院と号し寺田二百町を充給ふ 弘
仁二年田村麻呂薨す 獻功を尊みて正一位利仁將軍の碑を置く又社を稚ケ脇
明神と併せ建つと 式内於吉神社を稚ケ脇ヨリ相近キ柴本村(赤佐村)ノ河
辺ニアリ於古ハ於呂知(大蛇)ナリ(朱印十一石〇七升)

一保油潤ノ説 省略

以上三説は相似たるに因て茲に載せたり 応に古風土記の如し記既に考ふる所
なし

有玉の説は神代記卷一の説に相似て同じからず 大善薩山に坐す利光美社は祈
雨に必ず異歎あり。終り

河城村郷土誌(大正二年編)

以上の諸説に因つて編者の記したものであらう何れも筋は似ているが参考の為め
併せ記す

筆者

闇竜(オカミ)の神なり今神主(大隅伊後)等が齋く稚ケ脇大明神はなり
珠の沈める所を有玉と云ふ 其玉夜々光れり 其所に社を建て有珠社といふ今
の有玉八幡宮是なり 其珠の名は汐千珠 故にこゝに御子を貢ひて社を建つ俊
光美社是なり 薬師寺の吳現に依て伊勢大御神 浅間大神 八幡大寺を齋く故
に大寺山と云ふ社アリその蛇神のすみし所を赤池といふ數知郡の赤池是なり
其所に寺を建つ号は赤池山光福寺 齋く藥師は城飼郡潮海寺の尊像なりと云へ
り

赤佐郡電宮山般若山ノ説ニ曰ク雲岩寺記ニ出づ 「昔日本武命東夷を治めに行
きし時尾張ノ国松ノ小島の源太夫の女岩戸船のものに寄り給ひ瀬河國に到り
富士山の麓より火石水石を投げ給ひ其水石は尾張ノ国松ノ小島に落つ今ノ熱
田社はなり火石は遠江国岩田ノ海に落つ忽ち海水涸れて洲崎となる中略此海
に大蛇住みたり深淵の鹿島川に身をかくしき其火石の落たる所夜光あり故に
有玉と号く今ノ有玉八幡社是なり其大蛇は此川の波濤をかへして人を害す故
に椎ヶ脇開加美神と祭る其後山背の京となりて延暦年中田村麻呂利(公東)
に椎ヶ脇開加美神と祭る其後山背の京となりて延暦年中田村麻呂利(公東)

仰も当時は和歌山県紀伊国伊都郡高野山駒頭院の末寺にして真言宗派に属し
山を広嚴城山と号す、当山の原由たるや天竺佛祖より十二代聖樹菩薩大願の旨
ありて千体の佛像を奉納し中の三体をば栴檀の木を以て小舟を作り是に納めて
大海原へ流し給ふ。年を経て其中の一體我が遠江の洋に浮び玉ひ良々過ぎて當
地深山に落ち付かせ給ひしに夜々光明を発し輝きたれば里人大いに尊敬して松
杉の葉を假堂を設けて安置し奉りしといふ。倣て愛に人皇四十五代聖武天皇の
御宇天平の中頃行基大師諸國遍歴の刻當山に於て藥師如来の尊像を御手親刻せ
させ玉ふて愛に安置し山を印度度広嚴城山と号し寺は潮海寺と名づく、これ此の
寺より良の方八町許りの谷に汐井あるを以てなり宜なるかな。鳥兔忽々人皇五
十代聖武天皇の延暦十辛未年東夷不逞を謀るに隠し田村利(公征東総管)を奉じ
て東国に下向あり既にして乱さき凱陣の節當國岩田の湖を渡舟の時逆流怒濤の

為め御渡舟不相成により御滞在あり一御夢に是より東方に当り潮海寺薬師あり

汐水を司どる仍て祈願せば逆流忽々静まるべしとの神託あり御夢覚めて后直當に薬師へ御参籠一、七日丹祈の上御退出の節門前の橋上に船二八許りの仙女停立し将軍に請ふて曰く「妾は此の辺の残女なるが君へ御奉仕致し度し願くば御愛情を仰ぐ」と利仁(公曰く「吾れ戦場より凱陣の刻妻を連れ上京は相成らす」)と則ち旅宿へ伴はせられ一夜の御枕に懷妊の身となり又夫より門前の機を唄き橋と称し今尚ほ存せり。(昭和廿七年東海鉄道新幹線によつて失はる)サテ産屋を建て姫一人を付けおきて将軍御帰路(洛)あり其の後月滿ちて若君御出誕既にして主徳三人御上京の途母君には一個の珠を若君に与え今切の海へ身を投じ赤蛇と化し玉ふ。因て姫(乳母か)若君を守護して上洛し将軍に托し利仁公誠に薬師如来の賜なりと御喜悦不斜利仁ノ利と瑞光如來の光をとりて利光ト名乗らせ玉ふ。光陰は矢の如く大同元年(八〇六)常陸ノ国に乱起りしかば

征東將軍の命を蒙り親子両大将(?)にて御下向あり乱平ぎ御凱旋の期り立寄らせ玉ひ「是汝が守護神なり」と父君仰せられ報恩謝徳の為め七間四面に一方向拝の堂舎を御建立遂はされたたりと申伝ふ今に右の確証として□々たり何れの頃なるや不詳(或は武田信玄とも云ふ)なれども平要に櫻鳥に帰し竹帛悉く焼尽したり元禄年間四間四面總朱塗りノ堂舎を御建立被遷たりしに明治六年大雨雨の為に山崩れ堂宇破損す次いで明治十一年に至り三間四面の仮堂を再建せり是現在の堂宇なり

信行基大師の本尊を刻み堂構山に安置し山号を授け賜ひより良々久しく坊

舍なく大氏四十年許り後に宝龜十一年庚申甫メテ寺房開基ありしも天文十一年に至る七百六十年間世代更に不詳なり尚天文十一己亥年(天文八年己亥全十一年は壬寅に當る)坊中成就院主内御輪輪頂戴すると古書に見えたり

附

太古は三千石七十五坊頭院長金剛院と申し旧幕前領主より黒印十二石(元禄高帳ハ公領ニシテ朱印十石長泉寺六石トアリ)頂戴せり代々繼目九通り所持し來れり是より先徳川康の時大須賀五郎左エ門康高川村郡中竹木寄進書の旨に任せ当寺竹木入用の節は郷中何れの村を問はず勝手切り取り来れり且又慶長六年辛巳(六年ハ辛丑年リ丑ヲノ如ク書ケリ見誤リナラン)四月一日大須賀出羽守忠政川村郷中十石寄進書左ニ掲載す 川村郷と申すは潮海寺(富田)西深谷・倉沢・友田・沢水加・吉沢・牛瀬・小沢・神尾・半濱・小出・加茂・西沢堀之内・本所・影森十八ヶ村ノ総称ナリ(海老名ヲ加フトノ説アリ)

六郷村(王辻は当薬師盛なり時之仁王門の跡なりと言い伝へらる又掛川宿東成瀧の往還端に大門と申す字あり則ち当薬師の西門の跡にして天保の頃ありたりと云ふ。

古文書(現存)写

潮海寺本堂建立之材木河村之郷中於何方可伐□
為其一書如此□也

仍如件

八月廿一日

康高花押

遠別城東郡河村之内潮海寺領事

合拍石者

右任康高判形之旨口令寄進水不可有相違
蘇□行等不可怠慢者也 仍如件

慶長六年辛丑

大須賀出羽守

四月一日

忠政花押

以上畢起 終

高野山ハ名刹デアル、藏スル古文書モ珍カラズ由デアル潮海寺ニ閑スル手掛リ

モアルヤモ知リ度イモノデアル

遠州は元禄高齢でも判る通り中世北条是利今川以後領主が頻りに交代し
公領、旗本び大小知行所が徳川時代に大部分を占める其の変遷が甚しく錯綜して
いるので煩らわしいが筆者は兼ねてから潮海寺が有力な後援となる權勢家と結
ばれることなく可憐名刹の復興もならなかつたのを信しむものであるが本縁起
の末尾にある同寺の古文書(前掲)の大須賀忠政の文書に一つの疑点を持って
いたが此度それの解けたのは誠にうれしいので茲に記しておきたい

それは同文書に「康高判刑の旨」云々である。この様な文書には嚴しい書式慣
例があるので初代城主たる康高に対しては後繼者は「先規」又は「先判の旨」に
任せ」とあるべき筈で不審を抱かざるを得ぬのであったが今回この縁起を写す
にあたってはいさゝか此の点が心掛りであったけれども結局これは筆者の至ら
なかつたに帰する。次第はこうである康高天正十六年卒し男子なく長女神原康

政に嫁しソノ子千代丸八才にして康高の後をつぐ忠政といふ全十八年(或は十
九年)下總久留里に移る(五万五十石)後渡瀬、有馬氏城主となり慶長六年九
月再び五万五千石一説六万石で横須賀城主となり元和元年十二月忠次が神原家
をつぎ上州館林十万石ノ城主となつて大須賀家は絶えたこの間の経緯が調査不
十分であった為横須賀に出羽守の墓もあり單に二代目として抱いた不審であつ
た。日付には櫛少々シコリはあるが…………。

増田氏所蔵の分にしばしば乳母とあるが生母の事を指すと解したい現代の乳母
はウバ。メノト。である

昭和三十七年十一月

文化財保存会 古文書班

昭和八年 増田芳松

キモノ鮮シ偶々祖父増田信厚藏書中ニ其の一部ヲ見及ス「醫王善醫略記」是ナ

リ惟フニ本書ハ天文年間以前ニ起草セシモノニシテ安永二年天明八年寛政八年
ニ轉寫セシモノヲ乃祖智賢更ニ補遺訂正シテ明治十九年七月集成ノ功ヲ遂ゲタ

ルモノ先考苦心ノ跡歷然トシテ紙背ニ微セリ余惟フニ之レ不自一家ノ資トシ
テ秘藏センモ何時不測難滅ノ恐ナシトセ若ガズ之ヲ公開シ普く醫佛ヲ照介シ
併テ由来記述ヲ後世ニ傳ヘニハト而シテ原本ニ加ルニ他ニ資料ヲ求メチ是ヲ
小補シ末尾ニ如來御和讃ヲ添加セリ希クハ十方有緣ノ各位一讀ト共ニ醫佛ニ歸
依シ其ノ靈驗ニ治セラレン事ヲ云爾

昭和八年拾壹月

増田 芳 松

抑廣嚴城山藥師如來ト仰ギ奉ルハ大古天竺佛祖ヨリ十二世龍樹菩薩大願ノ旨有
リテ黃金ヲ以テ千鉢ノ佛像ヲ鵺奉ル成就シ終テ初ノ一体中ノ一体ヲ舉
ゲ此三尊ヲ構檀木ヲ以テ造リタル小船ニ納メテ海邊ニ至リ高キ壇ヲ築キ梵天帝
釋エ祈誓アリ願クハ此ノ三佛ヲ引導シテ佛法ノ繁昌ス可キ國ニ着カセ給ヒ大法
ヲヨガ僧シ衆生ヲ濟度シ玉ヘト大海原ニ押流シ終テ歸山シ三七日間坐禪懈タラズ
飛ビ玉フ落着カセ給フ所ハ遠江國城飼郡潮海寺山中松深ク立禪ケ所ニ入ラセ給
フ其ノ夜ヨリ日夜光明輝キ夜を白晝ノ如ク晝ハ秋ノ紅葉ヲ見ルガ如シ里人往シ
ミ山ニ登リ尋ルニ山中唯霧々トシテ異香焚ガ如シ絶頂ニ至リ數百年ヲ經ル松ノ

根本ニ一佛ヲ見出シ奉ル俄カニ宮居ヲ設ケ其屋根ハ杉葉ヲ延ベテ漸ク安置シ奉
ル此事四方ニ傳ハリ聞エテ老若男女貴賤ノ群參拵ノ齒ヲ挽ケルガ如ク繁昌日ヲ
重ネチ彌増リケリ

(其后人皇四十五代 聖武天皇ノ御宇天平年間行基菩薩諸國遊歴ノ跡此地ニ來
ラレ黄金ノ尊像ヲ御胎籠トナシ薬師如來ノ尊像ヲ自刻シ玉ヒ) 山號ヲ廣嚴城山
ト名ヅケ瑞光如來ト尊敬シ奉ル

爰ニ有難キ佛誓アリ此村里ニハ盲人聾啞ノ者アルマジ眼ヲ患フ者ハ信仰ニヨリ
忽チ靈験アラン亞疾癒モ祈願スレバ忽チ平瘡シテ安穩ナル可シト(山號ニ續
泉湧出シ精神ニ靈験アリ) 又水無月ノ頃旱魃スレバ土民集リ祈爾時ハ小川横ヲ
モ流ス程ノ靈アリ(羽チ爰二人皇五十代、桓武天皇ノ御宇延暦十年將軍) 坂上
田村麿利仁公東夷征伐ノ勅命ヲ蒙り遼江國岩田ノ海ノ西岸ニ御着陣アリ折フシ
海上殊ノ外荒レテ渡海成ガタク見エケリ將軍銓万ナク日ヲ重ネテ御逗留アリシ
ガ或時將軍急度思付カセ玉フハ斯ク長々徒ニ日ヲ送ラバ軍中必ズ變ヲ生ズ可
シ音ニ聞ク潮海寺薬師如來ハ冥佛ニ在スト是ニ祈誓ヲカケ信心致ス可シト即子
沐浴齊戒シテ衣冠ヲアラタメ東ニ向テ合掌スル事(十七日) 其晚頃瑞光如來
來現マシマシテ汝勅命ヲ蒙り爰ニ來リ岩田ノ海ニ達ラレ渡海スル事能ハズ
明日朝五ツ時渡ル可シ我力ヲ添エ興ヘン海上白布ヲ曳ガ如ク見エナハ之ヲ舟道
トシテ渡ル可シ萬ニモ一ツ因事ナカラント忽チ夢ハ覺メニケリ將軍大ニ悦ビ明
日東雲ニ出デ海上ヲ御覧アルニ天朗カニ風波起ラズ海上白布ヲ引ケル様顯レテ
西ヨリ東ニ長ク流ルイザヤ渡ラント舟ヲ浮ベ東ヲサシテ押渡リ一騎も残ラズ東
岸ニ上陸ス彌ミ薬師如來ヲ禮拜シ臣下ヲシテ御代被仰付其身ハ一日モ早ク勅
命ヲ果サント間東サシテ下リ玉フ日ヲ經テ東夷悉ク平ギ御凱陣ノ切り潮海寺廣
嚴城山ノ麓ニ御陣所ヲ構ヘラレ大願成就御禮ノ爲一七日ノ御參禱相成村長ヲ召
出シテ大伽藍建立仰付本堂一字舟ニ東ニ日光殿西ニ月光殿本堂同様御建立仰付
ラレ所領トシテ川村庄三千石御寄進相成タリ

羽チ將軍御下山ノ節薬師如來ノ化身ニヤ美女一人現レテ麗ノ稱ノ上迄送リ出
スル事度々ナリ御上ニモ不便ニ被思召田村蔵軍ヲシテ退治アルキ旨宣トサル
延暦十四年二月遠江國袖ヶ浦船岡山ニ御着陣アッテ此邊ヲ御轍被成ニ彼ノ大蛇
ノ住居スル所不明ナリ銓万ナク日ヲ重ネテ御逗留アリシ
人來リテ曰く妾ハ西國邊ノ者ナリ東ニ用事有テ下向スル所道中ニテ少シク難儀
ニカヒリ下ル事不叶哀レ不使ト思召シ賤ノ女ナレモ御館ニ伴ヒ永ク召使賜ラン
ニハ御家ニ奉公ノ誠ヲ端サント渡ラ波シテ申上ゲレバ蔵軍見給フニ是ハ如何ナ
ル者ゾ我久シク皇地ニ住シ高位官ノ館エモ便ルト雖モ此女程ノ美人ハ未だ見
シ事ナシ若シ僞ナ吾ネラワバ討捨シ事安シト思召シ遂ニ此女ヲ留置キテ御寵
愛限ナシ然ルニ時移リ延暦十五年春君ノ御情ニヨリ懷胎ノ由申上ゲ十月下旬安
産セリ時ニ産婦ノ願ヒハ四間四面ノ產屋ヲ建テ透間ナク圍ヒ玉フベキト願ニ仕
セ其通りニ普請出來上リケレバ其中二入ラレ妾此中ニ入ル事別儀ニアラズ產婦
風ヲ拂フト云フ事アリ君ハ尚々他人タリトモ此ノ中エ來ル事ナカレト人ノ出入
ヲ禁ズル事真ニ嚴ナル然ルニハヤ。七日モ過ケレバ利「公思召ス様三七日間產
家へ人ヲ禁スル事不審ナリ仔細アラシ密ニ寝ヒ見ソノ板ノ透間ヨリ觀キ玉エバ
廿尋計リノ大蛇座子ヲ中ニ置キ朱紅ノ舌ヲ以テ頭ヲリ乳ノ下迄瓶メ居ルヲ見玉
フ利「公大ニ驚キ如何セント思ヲ過シケルガ猶豫ス可キニアラズテ板圍ヒヲ
蹴破リテ其體中エ入給フ其時大蛇ハ姫君ト化シ曰ラク君ハ何故ニ禁制ヲ破リテ
此處ニ入給フヤト利仁公御セラルハ汝ノアシキ姿ハ如何ナル者ゾト宣ヘバ
姫君答テ曰ク妾ハ此ノ袖ヶ浦ニ三千年來棲ミ居ル此ノ主ナリ此度君此所ニ至
リ退治セントスル事要ノ果報ニアラズ今日ノ形ヲ人ノ目ニ觸ルレバ復ビ人間界

ニ變ズル事叶ハジ此ノ子ハ田村家ノ由緒ナリ貢レト思召サレ御介抱下ヘン幼

君エノ遺物トテ寶珠ニツヲ興エ瞬ク間ニ大蛇トナリテ水中ニ飛入タリ此ノ寶珠
コソ龍宮界千珠滿珠ノ玉ニシテ時ハ延暦十五年霜月十五日トゾ

延暦二十三年癸未常州國ニ乱アリ蒋軍又ニ勤命ヲ以テ東國ニ下リ玉フ時ニ若君

八歳ナリ同伴シテ此地ニ御着陣ノ砌リ岩田ノ海俄ニ潮勇キ逆風烈シく渡海叶ハ
ズ此時蒋軍嘗テ潮海寺薬師如來ノ御告ゲニヨル千珠ノ玉ヲ海中ニ投入シ給ヘバ

即時ニ潮去リ陸地トナリ彼ノ大蛇モ現レタリ利仁公里人ニ申付ケ願ヲ求メテ深
キ洞ノ邊ニ繫グ可シ被仰付今ノ鹿島惟河駕ノ淵ニ封ジ込メ玉フ后ニ淵上ノ山

ニ社ヲ建テ惟河駕明神ト崇メ奉ル

當時ノ宮守大杉孫子ニ村田將軍ヨリ授ケラレタル守刀鬼神丸ハ現今賣トナル

薬師如來ノ靈驗ニヨリ岩田ノ海陸地トナリ靈佛ノ名聲彌ニ高ク袖ヶ浦各地ニ神
社ト聞建立潮海寺地内ニ於テモ坊舍十五及ハ景等設ヘリ繁榮ヲ極メタリ

十一五坊舍

覺頭坊 梅本坊 中ノ坊 最勝坊 行賢坊 高塚坊 小池坊 勝養坊
櫻木坊 法藏坊 成就坊 常樂院 地藏堂 弁才夫 本善坊

八景

梅本坊ノ春霞 中ノ坊ノ螢谷 最勝坊ノ秋月 行賢坊ノ時雨
晒橋ノ夕照 法藏坊ノ暮鐘 墓井ノ浮月 高塚坊ノ富士見

然ルニ世運隆替數百年元龜天正ノ亂世ニ當リ銀鋪様マル武田勢ノ兵備ニ罹リ全

山鳥有ニ歸シタリシハ限りナキ遺憾ト云フ可シ其後横須賀主大須賀五郎左エ
門康高等ノ歸依ニヨリ再興ノ機運至リ元禄七年申戌十一月薬師本堂再建慶永一

年仁王門再建アリ再び靈山ニ法雲廟曳ニ至リタルハ目出度次第ナリ當時山門繁
榮ノ様ハ土俗間ニ傳ル民謡ニヨリテモ其一班ヲ頃フニ足

朝日さし夕日輝く此堂に小判千枚朱ガ千杯

朝日さし夕日輝く松の根に黄金千両小判千両

寺室維持金トシテ黄金數百枚土蔵ノ壁ニ塗込ミ置キアリ後世此金使途ノ爲紛議

ヲ生シ社寺奉行ニ訴タル事アリ

此寺は何の寺かと人問はば金ぢや巻かねど金まきの寺

降チ明治初期ニ至リ廢佛毀釋ノ説高調セラル、ニ當リ其余波ヲ受ケ廣大ナル境
内人繪ニ殘迹ヲ留メテ上地セラ本堂も亦明治五年大雨ニ際シ地滑リノ爲倒壊シ

往古ノ面影ヲ失タルハ遺憾ノ極ト云フ可シ其後明治十一年仮堂建立ス是現今本
堂ナリ 終リ

懷古此地白雲幽 一生原野淚空流

殘碑有基千載下 一生原野淚空流

有雲無主使人求

一、靈泉潮井水分析表及醫治効能明治二十一年調

第八號 冷礦泉 静岡縣遠江國城東郡潮海寺村薬師山麓湧出 一種
本泉ハ微ニ白濁シテ稍鹹味ヲ帶ビ異臭ナク試驗紙ニ中性反應ヲ徵ス此

重ハ「一、〇一〇〇四（攝氏十度ノ溫ニ於テ）二居ル「一リットル」

（我五合句余ニ當ル）ニシテ右蒸發殘滓中含有成分之多寡之比例ヲ舉レバ如
毛余ニ當ル

左

○格魯兒 多量○亞原加里 多量○石灰 中量○苦土 中量

○磷酸 痘跡○鍼及鑿石 少量○硼酸 痘跡○硅酸 少量

右定質分析ノ成績ニ據レバ本泉ハ鐵泉分類中食鹽泉ニ屬スルガ如シト雖セ
更ニ定量分析ヲ舉行シタル後ニ非サレバ確言シ難キナリ

右分析表ニ依テ醫治効能ヲ考フルニ

腺病質ノ慢性皮膚病 慢性便質病 胃ノ消化不良 助膜及膜炎瘳出

物 慢性子宮炎 二於テ最モ有効ナルモノト被認候也

一、元禄年間再建築師堂棟札

奉造立當山厄除善王菩薩瑞琉璃光如來十二大願滿足

千時元禄七甲戌年十一月二十六日

施主 城飼郡西方村山内氏彌三右エ門時春
本尊色彩 同母 清壽 賢永 乙酉年

同母

清壽 長谷山三郎右エ門

當村

再建仁王門棟札

聖主中天中 大行事帝釋天王 賢永 乙酉年

遠江國城飼郡河庄村潮海寺住

大願主

迎陵頻遊聲 奉造立仁王四同一字同佛彩色為一世安樂也敬白 阿闍梨有賢

哀憐衆生者 我等今敬禮

証試大梵天王 九月吉日

仁王同施主 西方村 山内彌作時盛

同彩色施主 倉澤村 山内徳左エ門

一、再建潮海寺本堂棟札

聖明中天中

迎陵頻遊聲

蘭若一字造立所享保十五庚戌年十一月十三日潮海寺學頭坊

哀憐衆生者

我等今敬禮

服部甚兵二 村松藤右エ門 落合定エ門

長谷山三右エ門 高岡十太夫 落合源助

服部甚兵二 村松藤右エ門 落合定エ門

一、潮海寺 潮海寺字原段六百十六番地にあり真言宗である。和歌山県紀伊国伊都郡高野山軒連文院の直末で広嚴城山金剛院の学頭坊である。寺務一切を執行し潮海寺号を称した。古の潮海寺は現在の薬師堂の所に京間七間四方の大建築であったが、兵火で灰燼に帰し、今なお桂石がある。

四 菊川町誌（抜粋）

昭和四〇年

記傳、潮海寺、薬師菩薩、在潮海寺村、延暦十四年田村麿東征之時、有藥師菩薩之靈驗、如長上郡有玉鄉説。

三 静岡県小笠郡誌（抜粋）

大正四年 昭和六十二年復刻

サ廣嚴城山潮海寺 河城村潮海寺字榜橋に在り、真言宗、高野山軒連文院末

本尊は薬師如來、行基菩薩の作と云ひ傳ふ、寺域一千四百坪居地。寺記に云ふ、

當寺は聖武天皇御宇天平中行基菩薩諸國巡歷の際當山に於て薬師如來の尊像を刻みて此に安置す、乃ち印度の廣嚴城の薬師如來の山號を換し因て廣嚴城山と稱す、又寺を潮海寺と號するは良の谷に潮井あり仍て以て寺號とす、桓武天皇

の御宇延暦十辛未年田村將軍利公東夷征討の勅を奉じ東瀛に下向あり、龜平ぎ凱旋のとき浜名湖に於て逆浪怒濤に遭ひ渡るを得ず當潮海寺薬師の雪夢に因り乃ち當寺に参籠あり、其の靈驗に感じ本堂諸堂を造営せらるゝと云ふ。

當寺は天平中坊行基菩薩薬師の尊像を安置し賈龜中寺坊建立開基と云ふも世代等不詳、下りて天文中坊中成就院・慶壽院參内輪旨頂戴のあるも是れ亦不詳五年戊寅年住職法印賛之れを中興とす、慶安元年徳川家光朱印地十石を附せらる。



正面全景（南より見る）



正侧面全景（南西より見る）



背面全景（北西より見る）



背面全景（北面より見る）

境工



正面詳細



内部詳細



正面全景（南より見る）



正侧面全景（南西より見る）

修理前



背面全景（北より見る）



詳細



「はー」～「にー」



「ろー」～「はー」



「いー」～「ろー」



「にー」～「に二」



「はー」～「は二」



「ろー」～「ろ二」



「いー」～「い二」



「は二」～「に二」

「い二」～「ろ二」



「に二」～「に三」

「は二」～「は三」

「ろ二」～「ろ三」

「い二」～「い三」



「は三」～「に三」



「ろ三」～「は三」



「い三」～「ろ三」



柱 平柄

天井廻縁目連があり、左右で高さが違う
のが判る。右が仁王像上の天井である。
旧番付がある。「ⅡⅢ」

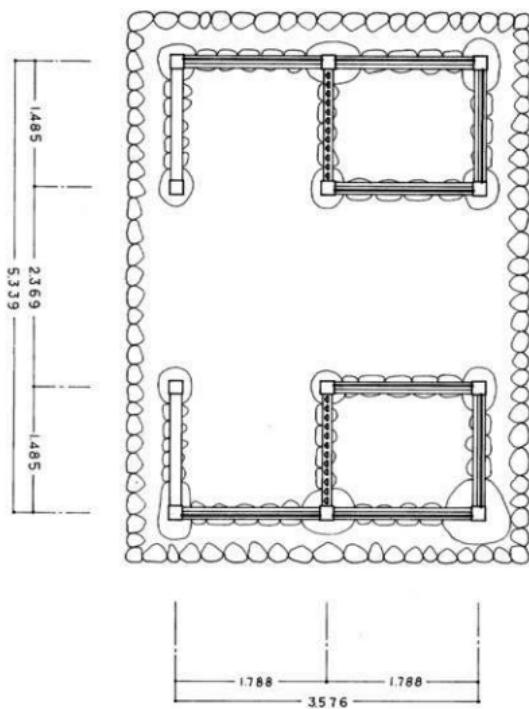


柱 重柄

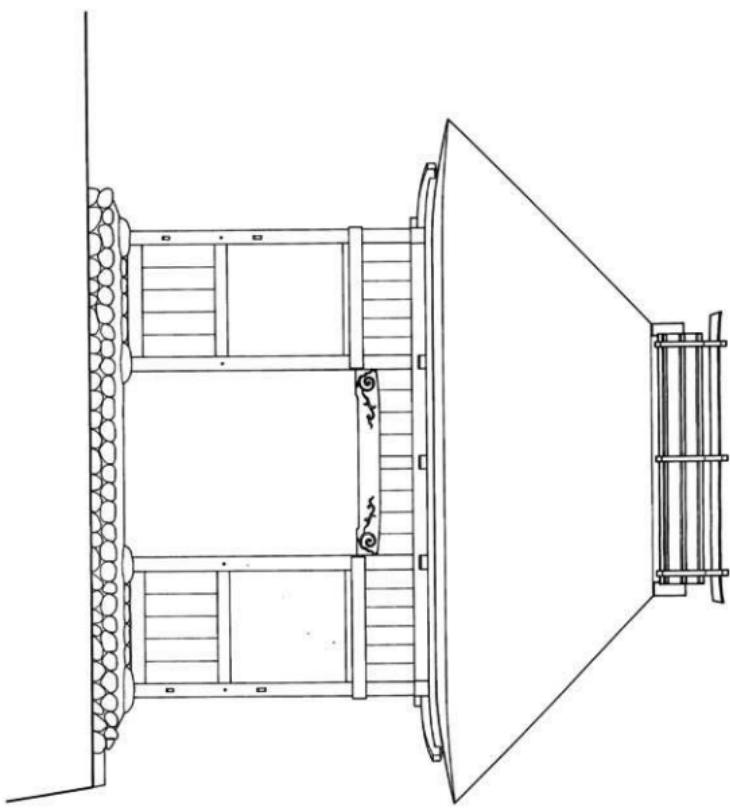
旧番付がある。「ⅠⅢ」

竣工圖

平面圖

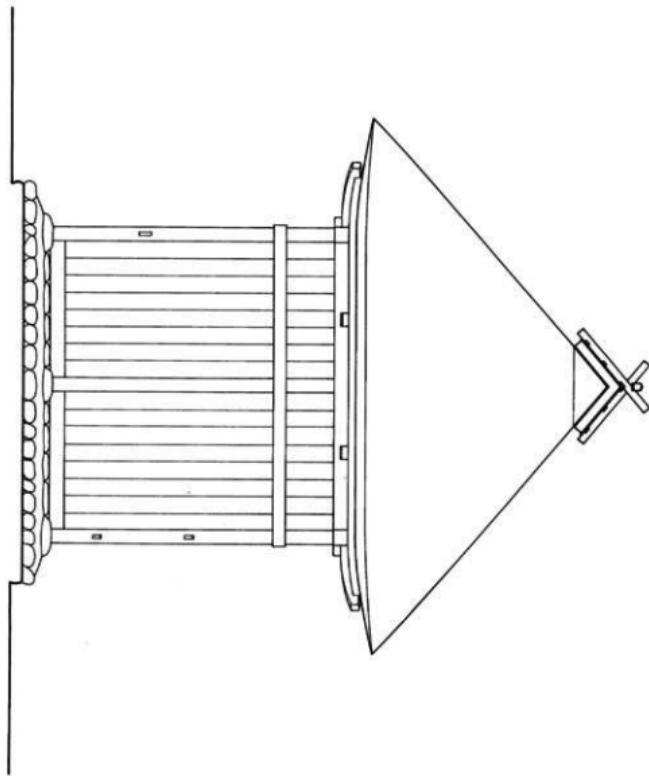


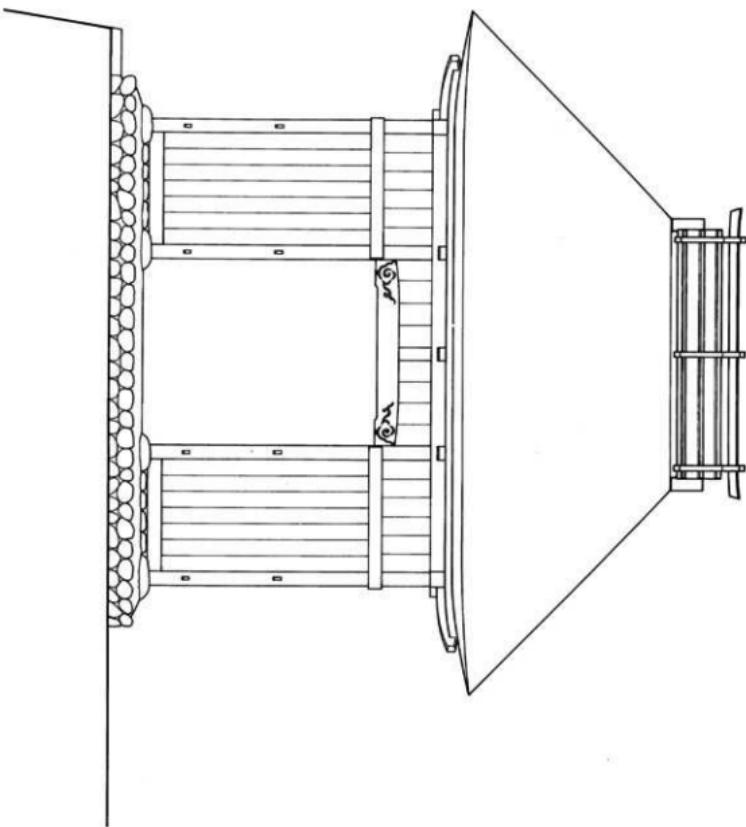
正面圖



竣工図

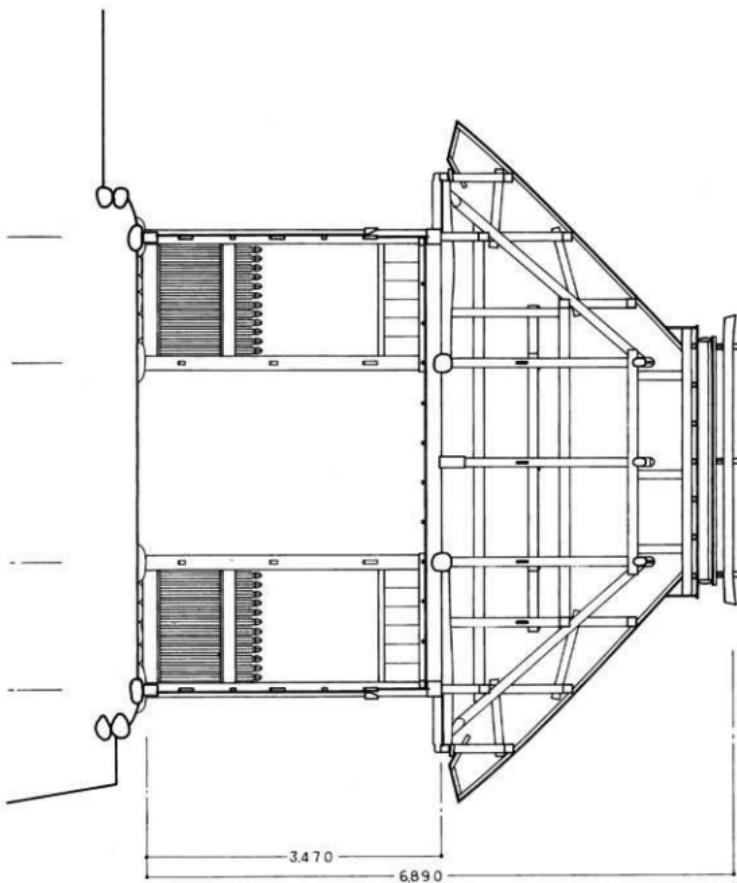
立面図



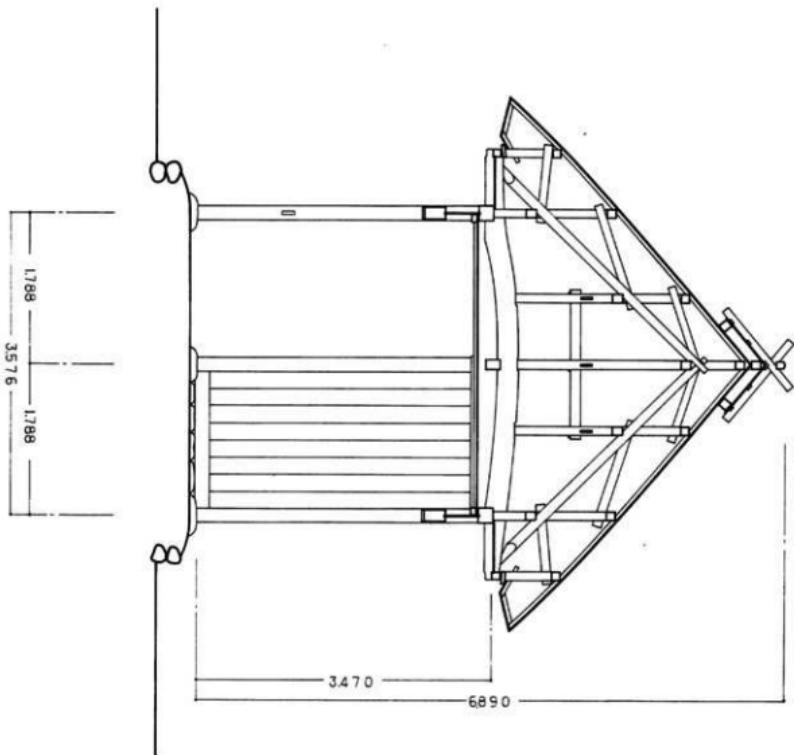


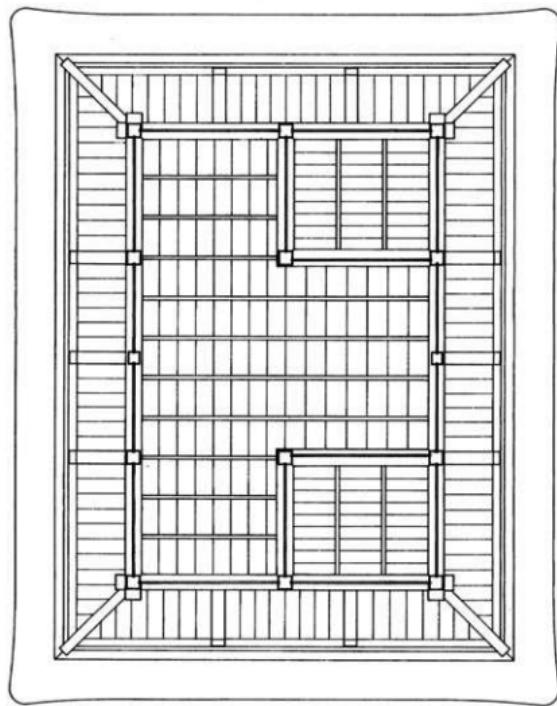
竣工図

桥行断面图

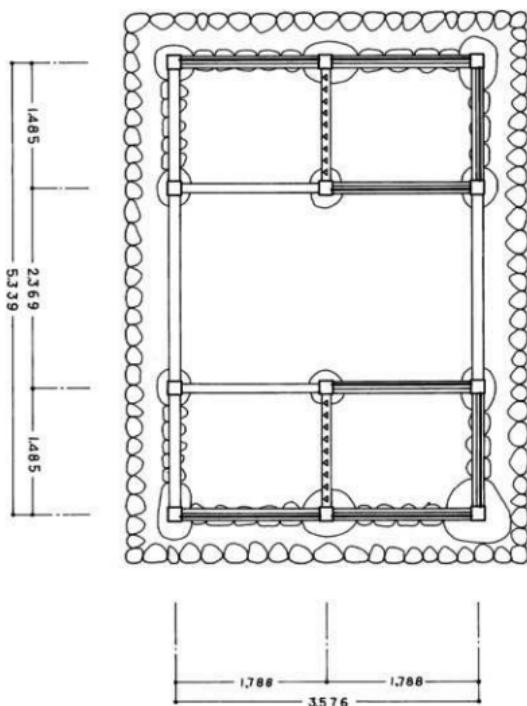


梁間断面図



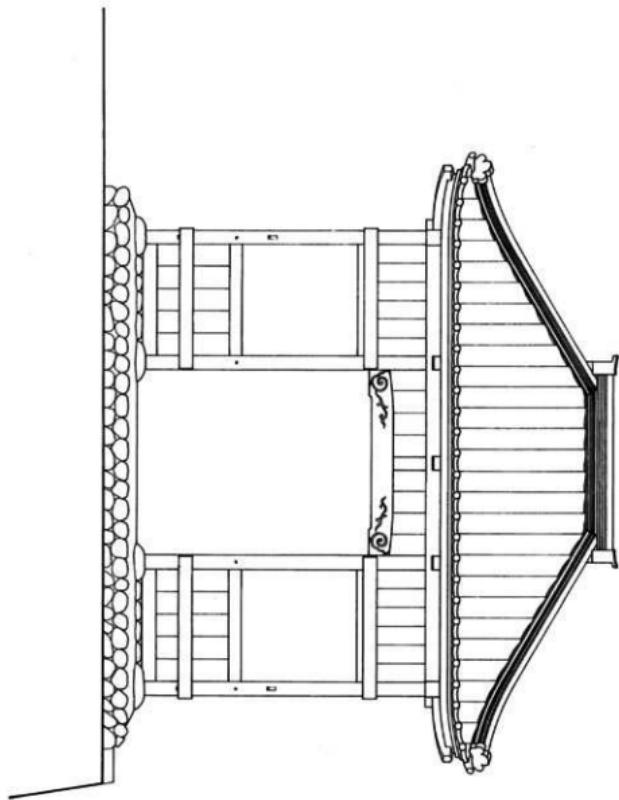


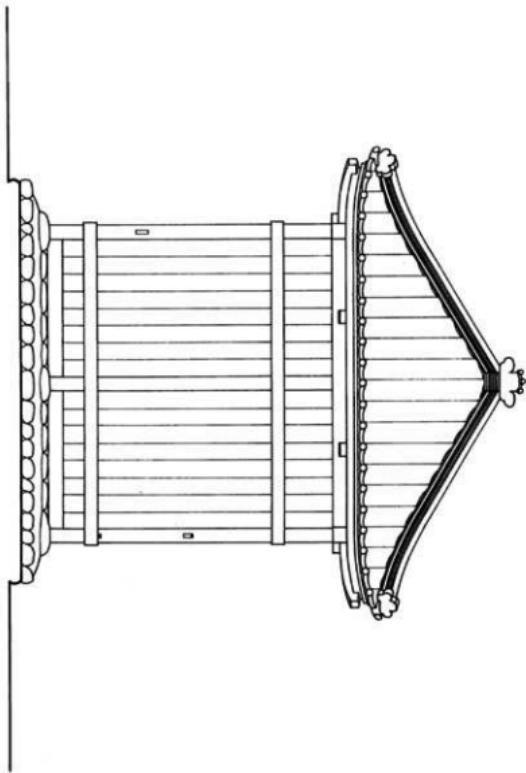
平面図



修理前図

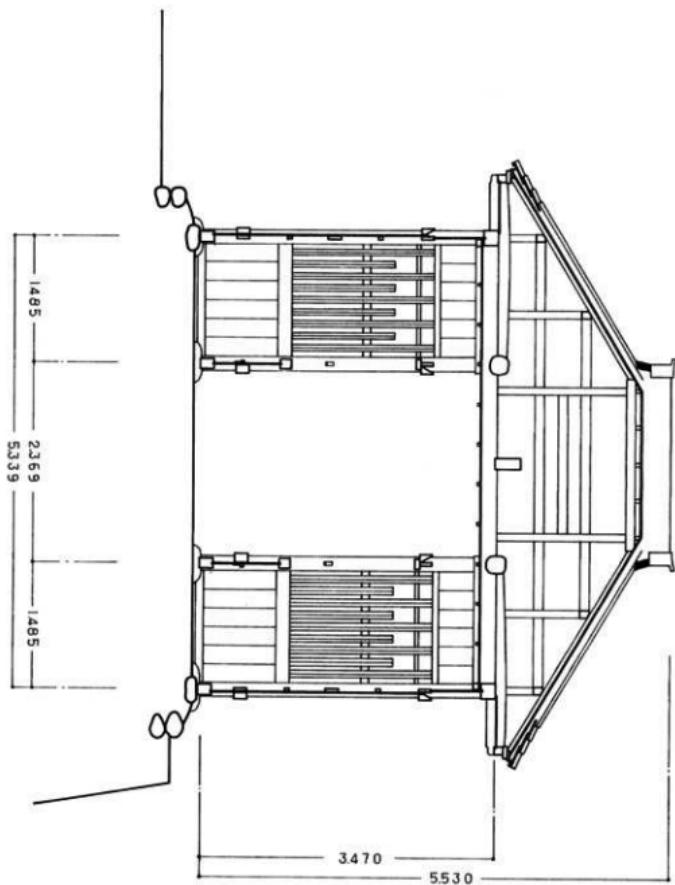
正面図



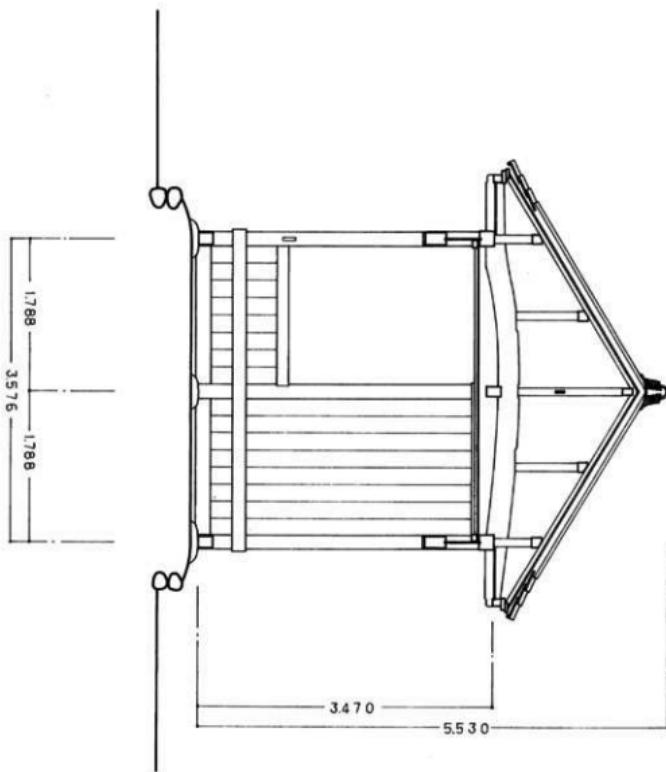


修理前図

平行断面図



梁間断面図



第一章 仁王像について

三 日本の仁王

第一節 仁王像の意味と歴史

一 仏教上の意味と形

仁王は金剛力士は執金剛神のことと、金剛杵を手にとて仏法を守る神である。門の左右にたって寺を守る力士として表されることが多いが、これは執金剛神が一体に分身したものである。

執金剛神は武装忿怒形に表され、仁王は裸形のものが多い。奈良時代には武装の仁王像がある。遺例として東大寺三月堂の武装仁王像が知られる。また法隆寺玉虫厨子屏絵の二体の武装天部形は仁王の前身と考えられる。

執金剛神の遺例は非常に少なく東大寺三月堂像、京都・金剛院像等が知られるにすぎない。日本の仁王像の遺例のほとんどは裸体忿怒形で特に鎌倉時代以後の像が多い。

④ 仁王は一般に向って右は口を開き向って左は口を閉じる。開口像を阿形閉口像を吽形と呼んでいるが、それらを阿形—金剛—金剛力士、吽形—力士—密迹力士とするのは俗説であって妥当ではない。

二 伽藍における位置

執金剛神は東大寺三月堂では金堂の本尊背面で後ろ向きに安置されている。仁王像は南大門（東大寺）、中門（法隆寺）等、門に安置される。また東大寺三月堂像のように堂内左右に安置されることもある。

① 飛鳥・白鳳時代

仁王は伽藍を守る守護神として門に安置されるのが、通例である。日本では飛鳥時代から伽藍寺院が造営されている。残念ながら飛鳥・白鳳時代の伽藍に安置された仁王の存在を検証する事は難しい。しかし次に記す様な工芸遺品には仁王の遺例を見る事ができ、仏法の守護神あるいは守る力士として、寺院構成の一員として理解・受容されていたことを知ることができる。

最古の関係遺例は、玉虫厨子宮殿部正面屏絵の二体の武装天部形であろう。

六四五頃の制作。

ついで長谷寺銅板法華説相図（巻八四四、横七五四）の下部に浮き彫りされた仁王は裸体の力士である。六八六年あるいは六八九年の制作。上半身裸体に胸飾りを着け下半身には長い裳を着し天衣を体の周りに大きくなびかせる。頭には大きな飾りを着け頭光を負い、岩座に立つ。

法隆寺伝来光背形（巻五七、四四 機三三、三四）は尊像は失われているが、裏面には獅子・蓮台に乗る裸体の力士・比丘形の供養者が各一对毛彫りされている。七世纪末制作。上半身裸体に胸飾りを着け下半身には折り返しのある裳を着し、手には大きな金剛杵を持つ。頭は布で包み紐をたなびかせ、蓮台に乗る。

法隆寺金堂壁画の第九号壁（彌勒淨土）、第十号壁（藥師淨土）にはそれぞれ二体の力士が描かれる。七世纪末—八世纪初の制作。伝機夫人念持弘厨子正面屏絵（一枚欠失）には裸体の力士を描く。八世纪前半の制作。頭飾・胸飾・腰帶・天衣を着け、裳を着す。左手には宝珠のついた大きな金剛杵を持つ。

奈良時代に入つて初めて彫像の遺例がある。法隆寺中門の塑造金剛力士二体

奈良時代に入って初めて彫像の遺例がある。法隆寺中門の塑造金剛力士二体

と東大寺二月堂の乾漆造金剛力士立像一体、そして同堂執金剛神像である。

彫像の「王として最古の遺例となる法隆寺中門の「王像」は、像高阿形三七七・二四吋形三七七・四四吋を計る塑造の大像であるが、かなりの補修を受けている。

和銅四年（七一）の制作になることが「法隆寺伽藍縁起並資財帳」から確かめられる。像容は頭部には髪を結い、その前に小さな頭飾を紐で結ぶ。上半身は裸体で下半身に裳を着し、天衣をまとう。忿怒の形相すさまじく、全身にはあふれるばかりの力がこもっている。この像容は後世一般にみられる像容であり、力強い表現とともに、日本の「王像」の古典というべき像である。

東大寺二月堂像は類例の少ない武将形の「王」である。中國盛唐彫刻の影響を受けた現存遺例の代表とすべき作である。的確な造形と細かい装飾文様で莊嚴されたみことな像である。しかし着衣の武将形は以後略覽されることが少なかつたようである。

同堂にはまた日本では数少ない執金剛神像が安置されている。その造形は「王像」と同様の特徴をもつ。

奈良時代は都が平城に移転し、都城の建設と寺院の移動・新造が行われた。上記の遺例以外にも唐の寺院で作成された大安寺をはじめとして薬師寺・元興寺・興福寺等の門には「王像」が安置されていた。

薬師寺寺域の発掘調査では中門から「王」の台石が検出された。

大安寺では南中門に塑造四天王像（其が天平十四年につくられ、大安寺全体で金剛力士像が八軸あった）（「大安寺寺伽藍縁起並流記資財帳」）。これは東西南北の門に安置されていたのであろうか。

元興寺では南大門に力士像があり、中門には「天と八夜又の像」があった（「七大寺日記」）。南大門の金剛力士は塑造で、日本第一の作様であった（「七大寺巡礼私記」）。

東大寺では南中門に「天像高一丈余があった（「七大寺巡礼私記」）。

興福寺では中門外側に金剛力士、内側に獅子形があった（「七大寺巡礼私記」）。

しかし現在遺例として遺っている像はない。

但、「大安寺伽藍縁起並流記資財帳」は奈良時代の記録、「七大寺日記」「七大寺巡礼私記」はともに平安時代の記録

③ 平安時代

平安時代の遺例は鎌倉時代に比べて格段に少ない。しかし造立銘をもった基準作例も見発されている。

その中で最も古い造例は福島・法用寺像である。像高阿形二三二・七四、叶形二一〇吋をはかる標の一木彫成像である。十一世紀前半の作で頭部が大きく、動勢の少ない太づくりのすんぐりした体態をもつ。

醍醐寺西大門像は長承三年（一一三四）大仏跡勢増・仁増によって造立された（「醍醐雜事記」）。像高阿形三五九・〇四、叶形二六三・五四吋をはかる松の寄木造である。やはり頭部が大きく表現は控えめである。

峯定寺山門像は長寛元年（一一六三）の制作である。像高阿形一七一・三四、叶形一七五・二四吋をはかる。構造は簡明で前面は頭体一材で彫成し背面は頭部を矧ぎ、体部は左右二材とする。やはり頭部が過大で体部は動きが少ない。

以上平安時代の「王像」の特色は次のようにまとめることができる。構造は木寄せが簡明である。体のプロボーションは頭部が過大で、体部の動勢は少ない。着衣では腰回りに太くまるい繩状の腰帯を締める。重心はほぼ両足の中間に落ち、遊び足と立足の区別が明確でない。

④ 鎌倉時代から南北朝・室町時代

鎌倉初期を代表するのはやはり東大寺南大門像であろう。本像は平安時代の

仁王とは全く異なる構造・表現をもつ。治承四年（一一八〇）東大寺焼後、重源を大勧進として諸堂の再興が行われた。南大門はその最後にあたり、仁王像

像は建仁三年（一一〇三）の制作である。像高阿形八三六・二四 叶形八四一・三四をはかる巨大な像で、従来から叶形が運慶作・阿形が快慶作とされてきた。

昨年度から実施された呪形の解体修理では構造や銘文が明らかになった。銘文

文では期待された運慶の名はみえず、定覚と子思満慶が大仏師として知られた。しかし総指揮は運慶と考えられている。構造は四本の角材を中心として、周囲

にさらに角材を寄せ合させ十二材程で体幹部を構成し、その外に小材を寄せて仕上げている。

重心がかかる力足と遊び足の区別が明確で、プロボーションは頭部が過大にならず、本部は腰をひねりはずして、動きをもつ。(かくさあこはそくせんぱうり)

からで、お詫びをすることもむずかしい面倒なモノで、しかし豆芽には空気層があるトコ

一般に鎌倉彌刻は天平・真觀期古典のルネッサンスといわれる。仁王像においても、東大寺咲形像には東大寺三月堂像を学んだあとがみられる。このような旧像の再興を通じて平安時代とは全く異なる「王像」が出現した。

東大寺像は形制や安置方法に他と異なる特徴をもっている。両手、両腕の形制が平安時代とは異なる。しかしこの形制は後世あまり踏襲されなかった。また画像は、門にあって外側に向かうのではなく通路に向かって安置され、さらに阿形が向かって左側に安置される。この安置法も以後ほとんど踏襲されていない。

建長頃には鎌倉初期彫刻の要素が技法的に完成する。その遺例として妙法院像がある。像高阿形一六七・七四 吻形一六三・一 額をはかる等身像で、寄木造・玉眼・技法の行き届いた作である。そして本像も法隆寺中門像に古典とし

ての範を求めていたあとが窺える。他に法隆寺像を倣った像として高知・禪師峯寺

鎌倉後期（文永・弘安頃）以後は仁王像として型にはまり、細部の誇張がありスマートさに欠ける表現になる。遺例として京都・宝積寺像、勝持寺像（弘

安八年（一二八五）慶秀等が代表的である。

第二節 潮海寺仁王像

一法量

高像 阿形 五四一

単位はセンチ

足先開	腰厚	腹厚	胸厚	裾張	腰張	肘張	肩幅	面裏	面幅	耳張	面長	頂 顎
(内) (外)							(寄せ幅)					



图3-1 阿形正面图

二 形 状

両像ともに両形の「王像」の形状をとる。阿形は右手をさげ、左手をあげ金剛杵を執る。吽形は右手は屈臂し五指を開いて掌を前にむけ、左手は屈臂して拳をさす。肩をいからし、両足を開いて立つ。

上半身は裸体で下半身に裳を着す。天衣をたなびかせ、台に乗る。頭部は髪を結び。飾りを着け、目を大きく見開き、眉根を寄せて忿怒の相をとる。

裳は折り返すがその上に紐を巻く。

三 構 造

① 阿 形

基本的に前後二材でつくる。ただし顎の部分で頭部と体部を矧ぎ寄せる。頭部は前後を耳後ろで寄せ、髪も寄せている。

両肩も寄せるが、左肩は腕と体部の間に一材を挟む。この材で筋肉の盛り上がりを表している。右肩も寄せるが前面に小材を挟む。

右手は手首先を寄せ、左手は臂で寄せる。右足は前面に小材を寄せ、甲から先を寄せせる。左足は三材を寄せる。

足ほどぞは同材であるが、後補材を難いしている。

背面は肩から裳裾まで上下二段で、上段は左右二材、下段は三材でつくる。

台は二材を寄せてつくる。

本像に使用された材の大きさは前面材縦一八〇—一九五cm、横七六・五cm、厚み二八・五cmをはかり、それ以上の材であった。背面材は縦一〇七cm、横三〇cmと縱八・一cm、横三二・四cmみは共に二二・四cm。台は縦二二・一cm、横五三・五cm、と二二・五cm、厚み一五cmをはかる。

② 吽 形

阿形と同様に基本的に前後二材でつくる。頭部と体部は首で寄せ、頭部も耳後で前後二材を寄せ、髪を寄せる。

両肩を寄せ、小材を挟む。右手は臂と手首を寄せる。左手は臂先を寄せる。両足は足先を寄せる。

本像に使用された材の大きさは前面材が縦一八五とほぞの長さで計一mを超える長さを持ち、幅は七一・五四、厚さは三五・〇cmをはかる。背面材も幅七二・五cm、縦一八〇cmに近い。

四 所 見

本像の形状は「王像」として最も一般的な姿態をとる。阿形は腰を左に、吽形は右にひねり、両腕の持物の形制等通形を踏襲している。

しかしながら、頭体の比率は約五頭身で頭部が過大な平安時代の像と同様の趣を呈す。また同様に足に力足と遊足の明確な区別がなく、重心は両足の中央に落ちている。このような特徴は像の構造から生じたと思われる。

像の構造も前後に寄せてはいるが、平安時代と同様に一本彫成の方法をとっているのである。「王像」の技法の変化を大きくみると、鎌倉時代にそれ以前の一本彫成像に変わって、寄木づくりが考案された。寄木づくりは平安後期十一世紀中頃に定朝によって大成された技法であるが、それが「王像」の技法として一般化するには遅慶をまたねばならなかった。「王像」はどうしても大像になるのでその重量を支えるにはやはり一本彫成のほうが適していたからであろう。いったん寄木づくりが成立したにも関わらず、鎌倉後期から南北朝にかけて再び一本彫成像が復活してきたこともそれを証明している。本像はそのような復



图 3-2 吓形正面图

活した一木彫成像の一つである。

「王像は忿怒相をとるのが一般的である。しかし本像は眉根を寄せるもの。その相は厳しいものではなく控え目で優しい。忿怒の思いは大きな目に集約されていると言ふべきであろうか。

上身は肩幅は狭く首筋を表し、胸には横筋、腹部には筋肉の丸い塊を表す。この形式は法隆寺中門像以来伝統的のみられ、これは渾身に力をこめた時に現れる筋肉の盛り上がりを表すのであるが、本像では形式のみを踏襲した觀念的な表現となってしまっている。下半身は要を折り返して着して両足にまとい着く。裳の要は単純にしか表さない。

以上のように本像は彫刻的には、構造は複雑な寄せ木つくりを避け一木彫成である、表面の仕上げの彫技は單純であることを特徴としてあげることができる。

このような特徴から本像の作者は中央の仏所に属する中央の仏師ではなく在地仏師と考えられる。しかしながら本像の下半身はすっとまとめ、彫技にみるべきところがある。

また本像の制作に使用された材木の大きさを復元してみると縦約一四横約八〇厚み三〇—三五寸の材一枚を始めとしてかなりの厚みと綫の長さを持つ材である。このような寸法の材を得るために、かなりの大木が必要であったと思われる。「王像制作のためにこのような材を用意した所に並々ならぬ意気込みを感じ取ることができる。

本像の制作年代は様式的にみれば江戸時代初期・前期の中世の面影を遺した宗教性はすでになく、また江戸時代後期にみられる近代的な感覚は未だ表れていないので、江戸時代中期と考えられる。

在するものではない。一般に「王像が存在する寺院は、古代にあっては大きなか藍をもつ寺であり、中世にあっては本堂＝金堂を護持する多くの塔頭＝坊かなる一山寺院である。

「王像が安置されていた寺院はある程度大規模な寺院であったわけであるが古代・中世にあってはそのような寺院はその地方においては文化・経済の担い手でもあった。

「後拾遺住生伝」に遠江国城東郡潮海寺住僧の伝が記載され寛治年中（一〇八七—一〇九四）のことと推定されている。潮海寺には平安末・鎌倉初期に遡る瓦が數点ある。他に室町時代の瓦も伝来しており、潮海寺の草創は少なくとも平安末・鎌倉初期に遡ることができる。以後塔頭＝坊を擴する真言宗の一山寺院として發展したと思われる。現在の「この「王像は江戸時代の作であるが、中世にも「王像は既に安置されていた」と推測出来る。

また「王門」の棟札が伝来している。それによれば宝永二年（一七〇五）「王堂が再建され、同時に「王像の彩色が行われた。宝永二年時に彩色された「王像が現在の「王像であるとすれば現「王像の制作年代は宝永二年を数十年遡ることになり江戸前期となる。しかしそれは様式的にみて少し苦しいのではないと思われる。宝永二年時の彩色は中世以来の像が彩色された可能性の方が大きい。したがって現「王像は、宝永二年以後に、旧像の破損とともに新しい新たに造像された像であるか、あるいは他所から移された像と考えられる。

さらに潮海寺文書のなかに「御本尊薬師如來等註文之写」がある（已闇三月十一日）これは宝永二年（一七〇五）に比定できる。それによれば本尊薬師三尊と四天王が修復され新たに十二神將が造立された。その注文先は京都の仏工である。この注文に「王像の記載はない。本堂内の仏像が装い新たに莊嚴されたのである。

潮海寺「王像は菊川町では唯一の仁王像という。仁王像はどんな寺にでも存

一山寺院としての規模は遠江川東九ヶ寺のうちでは尊永寺や医王寺にくらべ

比較的小規模の寺院であった（『遠州川東九ヶ寺石高指出之写』寛永三年（一六二六年））。

また三ヶ日町大福寺の仁王像は徳治三年（一三〇七年）京都の仏師越中法眼と伊賀法橋により造立され、正和二年（一二三二年）仏師三河国豊前公によつて彩色されたことがわかり、鎌倉後期の基準作例となるべき像である。このような全国的な基準、あるいは美術的な基準からみると、確かに潮海寺仁王像は一方の造像であるかも知れない。一方最近の傾向として各市町村単位で文化財の調査・研究が進み始めた。地方の造像あるいは江戸時代の造像について資料の集積がようやく始まつたばかりである。本像はそのような資料となろう。

しかしながら潮海寺仁王像は郷土の文化財として重要な意味を認めることができよう。本像は地域の手厚い護持を受けてこそ伝来し現在に至っているのである。それは「王像のみでなく潮海寺本尊はじめ他の仏像や建築、八坂神社等をも含めて言えることである。

かつて造像された多くの仏像が滅びたり、ついえさったことを思う時今なお生き生きと護持されていることは貴重なことである。

（藤澤隆子）

参考文献

佐和隆研編「仏像図典」吉川弘文館 昭和三七年

倉田文作編「王像」（『日本の美術』一五一）至文堂 昭和五三年

松島 健 「東大寺仁王像修理について」『月刊文化財』一九九〇年三月

静岡県 「静岡県史料」昭和七年



仁王像（阿形-1）



仁王像（阿形－2）



仁王像（吽形 - 1）



仁王像（吽形－2）

平成三年三月

菊川町指定文化財

潮海寺仁王門保存修理工事報告書

編集

田中社寺株式会社

岐阜市加納東丸町二丁目一〇番地

発行

菊川町教育委員会

印刷

株式会社開明堂